

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

経済常任委員会会議録			
日 時	平成15年9月25日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時25分
場 所	消防第2・第3会議室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐藤委員長、古沢副委員長、森井・井川・山口・見楚谷・小林 ・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	経済・港湾 各部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、山口委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「損害賠償請求事件の判決について」

(経済)観光振興室観光事業課長

銭函3丁目駐車場使用料横領に係る損害賠償請求事件の判決について報告申し上げます。

本件につきましては、さきの第2回定例会において議決をいただき、本年7月1日に札幌地方裁判所に原告小樽市が元小樽市経済部観光課職員を被告として提訴したものでありますが、この9月12日に判決がありました。判決内容は、1、被告は原告に対し、金1,245万4,800円及びこれに対する平成15年8月21日から支払済に至るまで、年5パーセントの割合による金利を支払い、2、訴訟費用は被告の負担とする、3、この判決は仮に執行することができるというものでございます。

なお、この判決については、札幌地方裁判所が公示送達した日の翌日から起算して14日以内に控訴の提起がなければ、判決が確定することを申し添えます。

委員長

「平成16年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求管理者案について」

(港湾)港湾振興室横山主幹

去る7月8日の経済常任委員会におきまして、石狩湾新港管理組合から事前協議のありました平成16年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求管理者案について説明いたしました。その後の経過について報告させていただきます。

本委員会に報告いたしました後、小樽港湾振興会及び小樽商工会議所に説明し、意見を求めてきたところでありましたが、特に西地区における荷役機械整備の本年の調査設計につきまして、予算要求には応じるものの、事業着手に当たっては、両者と協議が最終的に調うまでの間は着手しないことなどの条件を付して、昨年、同意してきました。管理組合では、現在においても、両者と鋭意協議を行っているところでありますが、調査設計の着手には至っておりません。このような状況から、平成16年度予算要求管理者案につきましても、内容は本体工事となっておりますが、両団体からは利用する企業の動向など、さらに見極める必要があるといった意見も寄せられていることから、平成16年度予算要求管理者案につきましては、ただいま申し上げました状況から、今後さらに管理組合との協議を続けてまいりたいと考えております。

委員長

「小樽港湾労働者福祉センターの処分について」

(港湾)港政課長

小樽港湾労働者福祉センターの処分について、現在までの状況を報告申し上げます。

参考までに、お手元に資料1をお配りしてございますので、あわせてごらんください。

小樽港湾労働者福祉センターは、港湾労働者の福利厚生を目的に、昭和44年11月、当時の雇用促進事業団により設置され、現在は雇用能力開発機構が施設を所有し、この運営管理につきましては、財団法人北海道港湾福利厚生協会が当たっております。平成13年12月、特殊法人等整理合理化計画が閣議決定されたことを受けて、雇用能力開発機構の独立行政法人化が決定し、このことに伴い、港湾労働者福祉センターを含めたすべての勤労者福祉施設を、平成16年2月末までに地元自治体に譲渡するか、もしくは取り壊すこととされました。小樽港湾労働者福祉センターにつきましては、本年2月21日、機構より譲渡等の説明があり、6月23日には、遅くとも年内に受入れ

の可否について結論を出すように要請されたところであります。その後、9月2日に正式な価格提示があり、価格は税込みで1万500円でありました。小樽市といたしましては、当センターは設置後30年以上経過し、老朽化した施設であること、また、港湾関係者の利用が減少している実態、さらには、道内他港のセンターと異なり、敷地の8割強が国有地であるなどの問題があること、またさらに、北海道港運協会、北海道港湾福利厚生協会など、関係団体で設置、管理・運営などについて協議も必要なことから、早急に結論を出すことは難しい旨、回答したところであります。

このことにつきましては、今後さらに港湾関係団体等と協議を重ねますとともに、庁内関係部局とも検討を行い、年内には市としての方針を決定してまいりたいと考えております。

委員長

「改正ソーラス条約による港湾保安対策について」

(港湾)工務課長

改正ソーラス条約による港湾保安対策について、報告させていただきます。

2001年9月のアメリカにおける同時多発テロを契機として、港湾においても、保安対策を強化する必要があるとの観点から、2002年12月、国際海事機関IMOにおいて、海上における人命安全のための国際条約、いわゆるソーラス条約の改正が採択されました。この改正により500総トン以上の外航貨物船や外航客船が寄港する港湾施設において、一定の保安対策を講じることが必要となりました。

内容としましては、国が対象となる港湾施設の保安評価を実施し、それを受けて、各港湾管理者がコンテナ航路の有無や外航船舶の寄港頻度等において、お手元のイメージ図にありますとおり、それらが使用する岸壁等におけるフェンス、監視カメラ、照明設備などの設置や保安要員の配置、さらには施設の管理・運営体制を含めた港湾施設保安計画を作成し、国の承認を受けるとともに、国は保安計画の策定された港湾のリストを、条約が発効する2004年7月1日までに、国際海事機関に提出するというものであります。また、発効日までは計画が策定されているだけでなく、計画に盛り込まれた設備等が実効性のあるものとして整備されていることが必要とされております。もし、これらの保安対策がとられていない場合は、その港から出港した船舶が相手国の港で入港を拒否されたり、あるいは外国からの船舶がその港への入港を回避する可能性があります。

現在、国土交通省では、本年12月をめどに、ソーラス条約に定められた措置の国内法制化並びに保安対策ガイドラインの作成の作業を進めておりますが、小樽港においても港町ふ頭のコンテナヤードをはじめ、各ふ頭の一部が対象施設となるものと想定されますことから、現時点でどの程度の保安対策が必要となるのか、北海道開発局と近く事前協議を行う予定であります。

いずれにしましても、この保安対策につきましては、全く新たな事業として施設整備並びにその後の運営管理のために相当な経費が必要となりますことから、国に対し、全国市長会などを通じ、財源措置も含めた支援を要請しているところでありますが、今後とも国の動向を注視しながら、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

委員長

次に、本定例会に付託された案件について説明願います。

「議案第28号について」

「議案第29号について」

「議案第30号について」

(港湾)港政課長

議案第28号小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

昨年9月に小樽港で、初めての外貿コンテナ航路となる中国定期コンテナ航路が開設されたことに伴い、コンテナ荷役の効率化を図るため、ガントリークレーン並びに航路の利用拡大を図るため、冷凍コンテナの一時保管に必

要な冷凍コンテナ用電源設備の整備を進めてまいりましたが、冷凍コンテナ用電源設備につきましては本年10月、またガントリークレーンにつきましては本年11月に供用を開始する予定でありますことから、これらに係る使用料を新たに設定するものであります。

使用料の設定に当たりましては、コンテナ貨物量の推計等を基本としながら、道内他港における料金体系を参考に、本港における競争力の確保を勘案して、隣接する石狩湾新港の使用料と同額とすることとし、ガントリークレーン使用料につきましては、1時間当たり4万6,477円、税込みで4万8,800円とし、また、冷凍コンセント使用料につきましては、コンセント一口1時間当たり134円、税込みで140円と設定するものであります。

次に、議案第29号新たに生じた土地の確認についてであります。平成12年9月から小樽市が施工いたしました小樽港手宮岸壁の公有水面埋立事業が平成14年11月に竣工し、平成15年5月29日に竣工認可されました。この埋立事業により、1,114.8平方メートルが新たな土地として生じたので、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、新たに生じた土地の確認をしていただくため、ここに議案を提出するものであります。

続きまして、議案第30号町の区域の変更についてであります。議案第29号により確認をいただく手宮岸壁埋立事業により生じた新たな土地1,114.8平方メートルにつきましては、手宮1丁目に編入されることとなり、このことに伴い、町の区域が変更となりますことから、地方自治法第260条の規定に基づき、議案を提出するものであります。

委員長

これより質疑に入ります。

なお、質問の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。

共産党。

古沢委員

最初に質問ではありません。今、説明を受けた議案第28号にかかわってですが、何度読んでもわかりづらくて困りました。それで、いろいろ調べたら、実はこういう作りは二段ロケット方式だということの説明を受けまして、これは世間一般にはなかなかわかりづらい、常識的には我々が教わってきた国語の範囲を超えている作りだなというのが率直な実感です。こういうのは、だれもがわかるような、そういうような提案方法、つくりの方法を考えるべきかなというふうに率直に感じました。これは質問ではありませんから。

質問に入ります。

借換保証制度について

最初に、代表質問でお尋ねしたことについて、借換保証制度に関連してですが、一、二点伺っておきたいと思えます。

一つは、この制度が今年の2月から国の制度として始まったのですが、活用度合いがもっともっと広がって伸びてもいいのではないかと。そういう意味から周知徹底方についてということで質問いたしましたところ、これまで市主催の融資制度の説明会をやったし、改めてまた、この秋にやる予定だということと、それから市の窓口利用の際には、積極的に周知に努めているという答弁でした。私がお尋ねしたのは、活用をもっともっと広げたいということから考えれば、そういう扱いをやっていたのではいかかということでお尋ねしたのであって、その点が一つ。

それと、関連しますけれども、セーフティネットワークの利用が低いではないかというふうにお尋ねをしました。答弁では、これとてもこの借換えの中で一定件数進んでいるようですが、信用保険法の5号要件、7号要件が主であってということと、それからできるだけこのセーフティネットワークを使えば、枠自体が広がるということと、事業者の側からすれば有利になるということがありますので、そういった拡大に努めたいという意味合いの答弁をいただいたと思うのです。なぜ、セーフティネットワークの活用が低いかというのは、最初に言ったように、これ

の周知徹底方との関係もあると思うのです。どうしても借りるという場合には、借換えをするという場合には、まずは銀行に走るわけですから、そして信用保証協会、場合によって、セーフティネットワークが使えるよということになれば、そこで初めて市役所に来る。認定をとるという形になるわけです。ですから、もっともっと借換制度を利用するためには、まず市役所に相談に来てください。そのために専用窓口といいますか、相談の窓口も開設していますよという、そういった借りやすい活用を広げるという体制を、市としても確立すべきではないかということをお尋ねします。

これをぜひお答えいただきたいのと、セーフティネットワークの利用が少ない一つの理由は、7号要件でいえば、指定金融機関をずっとチェックしてみましたら、小樽市内の事業者が最も活用しやすいというか、地域の金融機関である小樽信金が、この中にリストアップされていないのです。リストアップされていないということは、金融機関の側からすれば、名誉なことだとは思いますが、しかし事業者の側から、それで小樽信金を活用している人については、セーフティネットワークが利用できないということにつながるものですから、そういった影響もかなりあるのではないかなと。把握されているようでしたら、これもあわせてお答えいただきたいと思います。

(経済)産業振興課長

3点ほどご質問がありました。

まず、一つ目の借換制度の周知方法についてです。これは、確かに今お話がありましたとおり、日常の相談窓口のときには、説明させていただいていまして、その後、実は7月から8月にかけて、今、私も融資を行わせていただいた、あっせんをさせていただいたところの企業も回りまして、その中でも周知をさせていただいているところです。また、市の方に相談に来られている皆様にも、借換制度があるということは、随時説明をさせていただいているところです。さらに、広報おたるをどれだけの方が読むかということはあるかもしれませんが、周知方法としては、広報おたるの11月号に載せたいということで、今、準備をしているところです。また、小樽商工会議所の会報が毎月出ておりますけれども、そちらにも信用保証協会と一緒に組みまして載せていただくということで、今、進めております。

やはり12月の年末を控えまして、かなりこの借換の部分、又は制度融資の方を使っただけでも非常に大切だと思ひまして、小樽市の制度だけではなくて、国の国民生活金融公庫のものも、また、道庁のメニュー、それから信用保証協会のメニューを含めて、10月17日に「経営力向上セミナー」ということで、これから周知をしてみたいと思いますが、説明会を進めさせていただきたいと思っています。

ただ、セーフティネットにつきましては、確かに、今、委員がおっしゃったとおり少ないのではないかとありますが、私どもの認定させていただいているところは、主に5号の特定業種におけるもの、又は7号の特定金融機関の店舗削減というところによるものでありますけれども、14年度については3件であったのですが、15年度に入りまして、4月から8月につきましては、5号が34件で7号が13件ということで47件、まだまだふじゅうぶんかもしれませんが、ある程度周知をしてきたところです。また、15年9月1日から、昨日までですけれども、5号が10件で、7号が15件ということで25件出てきており、1日につき二、三件は来られているということで、よりいっそう周知活動に努めたいと思っております。

この制度利用には、まず市が受皿になったらどうかというご質問でありますけれども、これにつきましては、やはり何よりも関係機関としっかり連携して周知をするということがまず重要だというふうに思っております。また、この借換制度につきましては、市はあくまでも認定するという制度なものですから、その部分の趣旨もじゅうぶん企業の皆様に説明して、もちろん市の窓口に来ていただく方にも、この制度の趣旨をじゅうぶん説明しまして、金融機関と保証協会の方々が、どういう形で受け入れてくれるかということが非常に重要なポイントとなっておりますので、その部分しっかり来ていただきます企業の皆さんにご利用いただけるような形で、この三者、金融機関と信用保証協会、そして市が連携をしてやっていくということで考えております。やはり小樽市の窓口でそういう部

分をしっかりと受け入れるということが大切だと思っておりますので、ただ、認定という部分でありますので、その点はしっかりと連携をかけながら、よりいっそう進めてまいりたいと思っております。

古沢委員

制度融資の改善・拡充をというふうにお尋ねをしました。簡単に言えば、難しい、しかし、研究・検討したいという内容だったと思うのですが、把握されていると思いますけれども、例えば旭川市の場合は、既存の資金枠内で借換融資制度を新設をするという方法、それから帯広市でも、既存のこれも資金、その内容はセーフティネット資金に変更しての借換資金制度を新設していくという方法、こういったそれぞれの自治体の頑張りといいますが、努力が見られているわけですから、なぜ市の制度融資の改善・拡充、さらには借換制度のようなものが必要かということは代表質問の中でお話しさせていただきましたので、ぜひ検討を深めていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

季節労働者の冬期援護制度について

別の問題に入ります。

季節労働者の冬期援護制度についてお伺いをします。今回の議案の一つでもあります。陳情で出ておりますが、最初に、この冬期援護制度の平成14年度の実績についてお伺いをしたいと思います。

(経済)商業労政課長

平成14年度の季節労働者冬期援護制度の利用状況についてですけれども、この内容につきましては、まず最初に、通年雇用奨励金という事業があります。それで、ハローワークの小樽管内では38事業所、雇用者数で86人、奨励金の金額といたしましては4,476万5,219円。次に冬期雇用安定奨励金というものがございまして、これにつきましては70事業所、雇用者数294、事業主に対する奨励金といたしまして6,957万1,837円。それと3本目に冬期技能講習助成給付金というのがございます。これは講習自治団体4団体に対しまして、講習助成金といたしまして1,012万9,657円、受講者につきましては805名、受講給付金につきましては9,010万5,000円となっております。

古沢委員

ハローワーク管内ですから、俗に言う北後志管内ですね、積丹半島の表側のエリアですけれども。今、報告のあった実績値の大半といえますか、かなり多くの部分は小樽市に該当するものです。例えば、通年雇用奨励金でいえば、38事業所のうち小樽市は37、冬期雇用安定奨励金は70事業所のうち64、それから技能講習にしても給付金にしても、その実額についても多くは小樽市に関係するものです。小樽市のこの三つの事業の合計でいいますと、1億4,973万円、約1億5,000万円の奨励金もしくは助成給付金、これが14年度の実績です。ちなみに、後志管内はどうかというふうに調べてみました。そうしましたら、14年度の実績で、この三つの事業で奨励金、給付金、合わせますと後志管内でいえば3億9,285万円、4億円近くであります。こうやってみますと、この冬期援護制度が後志管内はもとより、小樽市域における経済波及効果、これはどのように考えておられるかということと、何といたってもこれによって冬場に仕事が切れる季節労働者を中心とした、こういう労働者や家族の冬場の生活対策としての政策的効果、これも非常に大きいものがあるのではないかと、これについてどのように考えておられるか、ぜひ伺いたいと思えます。

(経済)商業労政課長

ただいまの冬期雇用安定奨励金並びに冬期技能講習助成給付金の関係で申し上げますと、先ほど委員がおっしゃったとおり、小樽管内でも1億5,000万円程度の支給額になっております。これらが消費に向けられることから、地域経済の面で考えましても、相当数の非常に大きいものがあるというふうには考えております。それと、あと道内全体では、約150億円というふうに聞いております。ですから、季節労働者にとっては雇用保険の一時金が50日という中で、おおむね平均で28万3,000円というところから考えれば、こういった冬期援護制度というのは、季節労働者にとっては、なくてはならないものというふうには考えております。

古沢委員

同席している委員の方にもぜひお聞きしたいと思ってこれから質問するのですが、前回の第2回定例会で、この冬期援護制度についての陳情案件がかかりました。意見書提出を求めるものでした。これに対して全会一致が崩れて、自民党の皆さん、公明党の皆さんが、それまでの態度から打って変わって賛成をしなかったわけです。これに関しては、前期4年間の議会を振り返ってみたのですが、そのさきも振り返ってみましたら、私の調べた限りでは、ちょっと古い話で、さきまでずっといけませんでした。平成8年度以降、前回の第2回定例会までの7年間は全会一致でこの制度を維持、継続しよう、拡充しようということで議会意思として決定している内容であります。それで、今年は特に来年度に向けての見直し、あるいは打ち切り、そういった危機に直面したということもあって、たいへんこの問題が政治課題になってきたわけです。これからの詰めが肝心になると思いますので、伺っていきたいと思いますが、このほど厚生労働省が、この冬期援護制度の見直し方針を打ち出しています。その主な内容と、どのように受け止めておられるか、まずお伺いしたいと思います。

(経済)商業労政課長

新聞報道等によって承知している部分なのですが、制度の見直しということで、冬期雇用安定奨励金の給付を受けた者は、冬期技能講習助成給付金の対象から外すということと、それとあと給付金と冬期手当の額をいずれも9万円程度に減額して、また、支給対象の上限を、今までなかったのですけれども、65歳以下に改正する方針というふうに承知しております。それで、この内容につきましては、先ほども申し上げましたとおり、季節労働者にとっては、こういった冬期間の援護制度というのは必要という観点から、非常に影響が大きいのかなというふうには考えております。

古沢委員

私も目を通したのですが、例えば通年雇用奨励金ですけれども、これは見直しの中で、表現は悪いのですが、通年雇用を口実として、建設業の中に派遣労働の道を開くという内容になっております。冬場になれば、別の会社に転籍、出向させていいよと。自分の系列の会社もしくは全く別の会社に派遣労働として出してもいいよというような内容になっているようです。それから、冬期雇用安定奨励金について、今おっしゃられたようにペナルティが科せられるということで、目標未達成の場合は、次年度への繰越したとか、助成率が4分の1から6分の1へと引き下げられるという内容に見直しされている。それから、冬期技能講習助成給付金ですが、これは講習日数の短縮、現行は20日間ですが、これを15日間にするというので、講習を終了して、これまで受け取っていた11万7,000円から8万8,000円に収入減というか、受け取る金額が減ると。修了試験が行われるのだそうですね。今までもやっていたそうですが、今度からはこれに不合格者については、委託講習分1万8,000円が支給されないというふうには手直しが入る。こういった極めて厳しい内容で、政府方針が打ち出されています。

何よりも、今おっしゃられたように、この制度に共通して言えるのは、65歳以上の人を対象外にするという内容変更が書かれているのです。ちなみに、建設関係の労働組合や団体などで季節雇用労働者を中心とした生活アンケートをやっておられたので、それを見させてもらいました。アンケートに答えた方、つまり組合員の平均年齢は63.3歳です。こうしますと、1年、2年足らずで、それらの多くの人たちが受講資格がなくなる、支給の対象から外される、こういうことに直面するという深刻な問題にもなるのです。今、65歳といいますが、年金との問題もありますから、仕事があれば元気なうちは働きたい。しかし、そういう人たちの労働意欲をそぐような内容にもなっているということで、たいへん大きな問題だと思うのです。

そこで、承知していれば、答弁いただきたいと思いますが、これらの冬期援護制度の継続・拡充を求めて、道内でも各種団体や労働組合などを中心にして取組が強められてきました、特に7月以降。この間、道内選出の佐藤静雄代議士のところに何度も要請に行くとか、道議会関係でいえば池田道議、久田道議のところに直接お会いして要請をするとか、側面的な援助をお願いをするというようなことをやったようです。あわせて、北海道知事や小樽

市長にも要請行動が行われています。

そこで、北海道知事がこうした要請に対して、どのような態度をとってられるか。小樽市長がこれらの要請にどのように対応されたかについて、お答えいただきたいと思います。

(経済) 商業労政課長

まず、北海道知事につきましては、通年雇用安定給付金制度の存続・延長に向けた取組ということで、今年の6月13日以降、中央要請活動、また7月9日、厚生労働省が現地実施聴取ということで知事とお話ししたと。それと、7月や8月に中央要請活動を行っているというふうにお聞きしております。それで、その際、通年雇用安定給付金制度の暫定制度の存続についてということで、7月25日付けの要請文書なのですが、通年雇用安定給付金制度については、引き続き16年度以降も存続されるよう要望いたしますという内容になっております。

それと、小樽市の状況につきましては、7月4日と8月25日に90日の会の要請を受けております。それで、そういった要請を受けまして、秋の全道市長会に対して、冬期雇用安定奨励金制度及び冬期技能講習助成給付金制度について、16年度以降も存続を図ることとし、制度内容は現行制度を堅持することということで要望を行って、全道市長会においても採択される見通しというふうには聞いております。

古沢委員

今、お答えいただいたのは、7月25日付けの高橋はるみ知事の政府要請文書の最後のところですね。通年雇用安定給付金制度、つまりは冬期援護制度と最初にお話ししていた三つの事業です。これについては、「16年以降も存続されるよう要望いたします。特段の配慮をお願いします」というのが、高橋知事の要請文書です。その前日24日に、高橋知事と面接をした「90日の会」や関係労働組合や団体などの皆さんに対して、文書メッセージとして高橋知事は、「道としては冬期雇用援護暫定制度の存続は道政の重要課題だ」というふうにメッセージを寄せられています。「この制度は季節労働者の雇用の安定と本道経済にとってたいへん重要な制度だ。私としても皆様の要望や行動をしっかりと受け止め、国に対する存続要望に最大限の努力を行ってまいりたい」と、このようにコメントを寄せているわけです。それと、今、最後にお答えいただいたのは、10月10日に全道市長会、秋季総会が深川市で行われる予定ですが、そこで、今、全道市長会事務局の方で、この総会に係る要望書、決議書、これらの準備が行われています。その中に雇用対策の強化についてということで1本上がっているものであり、冬期雇用安定奨励金制度及び冬期技能講習助成給付金制度について、平成16年度以降も存続を図ることとし、制度内容は現行制度を堅持すること、こういう内容で全道市長会としても決議を上げるということで準備がされているという内容だということが、今答弁いただいた点であります。ぜひ、この問題で小樽市長として、積極的なイニシアチブを発揮されるよう、強く要望したいと思います。

そのためにも、何よりも、今度のこの常任委員会に付託されている陳情案件、さきの第2回定例会のような議会側の意思決定ではなくて、こうした要望にきっちりこたえていくことのできるような意思決定ができるように、我々も全力を挙げたいと思いますので、最後にその点をこの問題についてはお願いしておきたいと思いますが、いかがですか。

経済部長

当然、冬期間、産業活動が停滞しますので、北海道という地域にとっては、そういった季節労働をする方々にとっては大事な部分だと思います。今の議論の中でもありましたとおり、私どもも市長会を通じ、そういった議論をさせていただいて、小樽市としての意思を明確にしていますし、ある意味では北海道も知事を中心に、そういった形で要望活動等をしていると聞いております。今後ともそういった立場で対応させていただきたいと思っています。

古沢委員

緊急地域雇用創出特別対策推進事業について

もう一つ、時間の範囲でお伺いしたいと思います。

緊急地域雇用創出特別対策推進事業についてであります。まず、この事業の目的をお伺いします。

(経済)商業労政課長

緊急地域雇用創出特別対策推進事業、この目的についてでございますけれども、厳しい雇用、失業情勢にかんがみ、構造改革の集中調整期間中の臨時応急の措置として、国から緊急地域雇用創出特別交付金というものを財源とした北海道緊急雇用創出特別基金を創設し、この基金を活用することによって、本道の実情に応じた事業を実施し、緊急かつ臨時的な雇用、就業の機会の創出を図るものとされております。

古沢委員

失業者の就労に役立つ事業、こうした事業にするということが、その目的からいっても、この事業の原則、柱だと思うのですが、そう理解してよろしいですね。

(経済)商業労政課長

臨時的な雇用就業機会の創出を図るものということが、目的とされております。

古沢委員

そのための要件が二つ挙げられていると思いますが、説明いただけますか。

(経済)商業労政課長

事業の要件といたしましては、事業ごとに人件費比率が80パーセント以上、それとあと新規雇用比率が75パーセント以上、それと3点目に新規雇用者実労働日数が45日以上、これは平成15年度から45日以上ということで、14年度は36日以上となっております。13年度については制限がなかったというふうになっております。

古沢委員

この事業で、対象事業とされている内容をわかりやすく説明してください。

(経済)商業労政課長

この推進事業は、地域の雇用及び就業機会の創出を図ることを目的として、いろいろな事業を行うわけなのですが、建設及び土木事業、当該事業の実施による直接的な収益を見込んだ事業、また、国の補助金又は道の補助金の交付を受けている事業並びに既存事業の振り替えと判断されるものは除かれております。それで、対象事業といたしましては、大きく分けて委託事業と直接実施事業というふうに分けられております。

古沢委員

例えば、こういう事業が挙げられるというふうに、推奨事業として国さらには道が具体的に挙げているのですが、全部お答えいただくと大変なことになりますので、主なものでいいですから、紹介してください。

(経済)商業労政課長

国の方で分類している推奨事業は、教育・文化、環境、治安・防災、福祉、保育、地域振興、それぞれの分野で28本ほどの項目があります。主なものといたしましては、教育・文化事業の中で、これは小樽市は実施しておりませんが、「多様な経歴を有する社会人を教員補助者として学校に受け入れ、教科指導、文化・芸術活動、自然体験活動等の教育活動を充実する事業」といったものとか、環境の中では「良好な景観の形成を進めるための廃屋の除却や緑地の管理による都市・地域環境の改善や海岸、河川、湖沼、観光地等の美化を進める事業」、それとあとは地域振興といたしましては、「地域住民のIT活用能力向上のサポート体制を構築する事業」というようになっております。

一方、道の分類の事業といたしましては、事業所の増加につながる事業、起業家の育成や創業の促進、事業活動を促進する事業、それと新規成長分野に関する事業といたしましては、環境リサイクル関連等の事業、それと建設業と公共関連産業のソフトランディングを促進する事業など、分野別には6分野に分かれて、30ほどの事業となっております。それで、道の分類の中に、その他の分類がありまして、道・市町村の独自の行政課題に対応する事業というふうになっております。

古沢委員

この事業の補助率は10分の10ですね。それで、国の実施要領を見ますと、この事業計画を策定する、実施に当たる場合は、関係者の意見を聞くというふうにされていますが、小樽市の場合は、事業計画はどのようにして策定されるのでしょうか。

(経済)商業労政課長

国や道の実施要領の中で、必要に応じ関係者の意見を聞くということになっております。北海道では労働団体からの要望だとか、取組内容等によって、それらの実効性を高めるために、必要に応じて事業に精通している方などの意見を聞いているというふうにはお聞きしております。市といたしましては、予算要望等でいろいろ関係団体からも要望はありますけれども、基本的には、先ほど申し上げました国の分類等に基づいて、各原課からそういった条件に合致する事業という形で要望が上がってきて、それを経済部の方で取りまとめをいたしまして、それで庁内的には財政部といろいろ協議をしながら、道に対して補助申請を行っているという状況にあります。

古沢委員

平成11年、12年、13年、14年、一応多少形は変えていますけれども、この事業が続けられています。お聞きしましたら、平成12年度は新規雇用者数でいえば208人の実績が上がっています。平成13年度は213人、ところが平成14年度は70人台に大きく減っているのですが、その理由はおわかりですか。

(経済)商業労政課長

平成12年度につきましては、事業の内容として、研修事業というものがございました。そのほかに短期間の調査ものの事業、いわゆる観光客の業態調査、交通実態調査、そういったものがあって、その研修事業で53名、短期間の調査事業で67名の雇用創出がありました。それと、平成13年度につきましても研修事業で65人、それと短期間の調査事業として62名。それが平成14年度以降、研修事業につきましては、対象外になったということと、短期間の調査事業につきましても36日以上ということと、要件に該当する事業そのものの減少による人数の減ということで理解しております。

古沢委員

先ほどお伺いしましたけれども、事業の件数費比率が事業費の80パーセントだよ。しかも新規雇用、失業者の吸収率はおおむね4分の3、75パーセント、これを柱とした事業で、現に職を失っている人たちの仕事を創出する。同時に、この事業を通じて正規就労への道を開く、そういうようなことも目的といいますか、掲げている事業ですね。

そこで、今年度の小樽市における計画事業の本数と、それから計画事業費、雇用者数とそのうちの新規雇用者数、それぞれ計画数値をお知らせください。

(経済)商業労政課長

平成15年度の計画事業は12本となっております。計画事業費につきましては、1億2,325万4,000円、雇用者数につきましては112名、そのうち新規雇用者数は91名というふうに予定しております。

古沢委員

具体的な事業計画の中で、ひとつ伺いたいと思うのです。大きな疑問に突き当たりまして、これは今日の委員会だけでなく、きちんと私自身も整理したいとは思っておりますが、本年度の計画事業のナンバー1です。図書資料マーク化事業の事業費と雇用者数、そのうちの新規雇用者数はどういう計画でしょうか。

(経済)商業労政課長

図書資料マーク化事業については、事業費が3,800万円、雇用者数は19名、うち新規が15名となっております。

古沢委員

14年度からこの事業をやっています。14年度の事業費、雇用者数及び新規雇用者数、それも教えてください。

(経済)商業労政課長

14年度につきましては、事業費が3,650万円、雇用者数につきましては16名、うち14名が新規雇用というふうになっています。

古沢委員

何で疑問を持ったかといいますと、平成15年度は事業費は3,800万円、15年度の計画事業の一般枠予算の68パーセントに当たるのです。68パーセントに当たりながら、新規の雇用者数は15人。それから14年度、1年前はどうだったかと言えば、事業費は3,643万円。これも14年度の小樽市全体の年間の一般枠事業費の中でいえば、58.5パーセントをこの一つの事業で占める。新規の雇用者数は14名。つまり、この二つだけでも、総事業費一般枠でいえば1億1,700万円、このうち7,400万円ですから、この2か年で63パーセントの事業費をこの事業に充てているのです。新規雇用者数は、今年の計画数値も含めて合わせて29名なのです。これが、最初に聞いていたこの特別対策推進事業の失業者の吸収率おおむね4分の3、人件費比率が80パーセントだと、失業者の就労に役立つ事業を原則とするという、この事業に果たして当てはまるのだろうかというのが、ぶつかった疑問なのです。人件費はそれぞれどのように見ておられますか。

(経済)商業労政課長

15年度につきましては、人件費の内訳といたしまして、調査整理作業員、単価4,800円の1,682人日、金額が806万4,000円、電算入力補助員といたしまして、単価が4万4,200円、216人日、954万7,200円、そして業務指導員、単価が7万4,070円、182人日、1,333万2,600円となっております。

古沢委員

今、答弁いただいたのが人件費の内訳です。1日当たり4,800円、この人件費は、つまり新規雇用のそれぞれ15名であったり、14名であったりする人に支給される人件費です。それ以外、電算入力補助員は1日4万4,200円です。業務指導員には1日7万4,070円です。これが、トータルで80パーセントを超えているから、一応事業計画上は成立するという事になっているのですが、疑問に思いませんか。1日7万4,070円の人件費の、これは既存というふうになっていますから、委託先の会社の職員でしょう。それから、電算入力補助員にしてもそうでしょう。その職員に、この事業で1日4万4,200円、1日7万4,070円、こういう支払をするわけなんか、だれが考えたって考えられないでしょう。こういう予想をとって、図書館のマーク化事業を、表現悪いですけど、悪のりで、事業を進めてしまえということをやったとしか思えないですよ。事業の性格、目的に合いますか。

経済部長

緊急雇用という側面から見れば、今おっしゃったように、今の制度の中で人件費率の80パーセントと、それから新規雇用の75パーセントですか、ここの部分が基本的には守られているという立場でこの事業は成立しています。ただ、おっしゃるように既存の部分の人件費の額が非常に高いというのは、これはご指摘のとおりなのですが、それはやっぱりこの事業そのものの特殊性というのがひとつあると思います。悪のりして、この事業をやったのかというご指摘でしたけれども、それは決してそういうことではなくて、この図書館のマーク化事業というのは、小樽市の懸案の課題でもう10年以上前から何とか小樽市の図書館を電算化する業務というのはやりたいのだということで、実施計画の中にもものせながらやってきましたけれども、全体で2億円から3億円かかるというたいへん大きな事業で、単費ではなかなかできないということで、断念してきた経過があるわけです。その中で我々としては、何とかこの事業も成立させたい。しかし、一方ではその財政的な面で実施できないジレンマの中で、こういった緊急雇用という事業の中で国のお金でできるなら、確かに、今、ご指摘のように本来の目的の雇用の分野ではすべてクリアできていないかもしれませんが、小樽市全体の行政課題を考えれば、両方を整理しながら進めていくという立場で我々はやってきたつもりでありますので、そういった意味でのご理解をいただければと思います。

古沢委員

そろそろ終わらなければいけないのですが、これは改めて、ずっと整理していきたいと思うのです。今の答弁は、先ほど答弁いただいた点に照らしても、とても納得できないと思うのです。対策事業の内容で、最後にこうおっしゃったではないですか。既存事業、この要領では括弧して、実質的にそのように判断されるものを含む、この振替と判断されるようなものは除くのだとあります。わかりやすく言えば、今みたいな事業はいかなものかというふうには私は読み取るわけです。しかし、小樽市、先ほど表現が悪かったですけれども、これは小樽市が単独で決めて、単独で出発している事業ではありませんから、道を通じてそれが認可されて、補助金が国から10分の10出てきて事業が進むのでしょから、これでいいよということなのです。だから、これに類するものがあるんな自治体で起きているのです。きっとその多くは東京もしくは東京周辺にあるこの種の業務をやっている大手3社、小樽市の場合は図書館流通センター。この特別対策推進事業の国の10分の10を使って、物すごい金額の事業量、全国的にやられている。ですから、あえて小樽市は悪のりだと言ったのだけれども、小樽市の悪のりでなくて何か意図するものを感じざるをえない事業だと。もともとこの要綱からいっても、趣旨、目的からいっても、今、お尋ねしていたこの事業というのは、とうていこの事業の目的に沿うものではない。これは、必要なことというのはわかりますよ。しかし、この事業の中でやるものではないだろうということを言っているのです。それは、予算面、お金の面でどうかという問題について回るけれども、だからといって、この事業の中でやっていいということにはならないのではないかと。

さらに心配しているのは、図書館流通センターの子会社に、片仮名書きの子会社がありますけれども、図書館が電算化されていきますと、いわゆる派遣ではなくて、その図書館の業務の大方を管理責任も背負って請負という専門分野の子会社がある。こういったところとつながりませんか。こういう心配をこれからちょっと追っかけていきたいと思っているのです。ですから、この問題については異議ありということで、今日はとどめておきたいと思えます。必要があれば、決算特別委員会で新たに整理をしてお尋ねしていきたい。そのときには、直接、教育委員会、図書館の方から答弁いただくことにしたいということで、今日は終わりたいと思えます。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

商店街活性化事業について

それでは最初に、経済部の方にお尋ねいたします。

商店街活性化に対して取り組んでいる事業について、お尋ねいたします。

(経済)佐藤主幹

現状の商業振興施策ということでお答えいたしたいと思えます。

近年の厳しい経済情勢といえますか、市の財政状況も大変厳しい、そういう中で、今年度は、支援の柱が五つとということで行っています。

一つ目は、商店街近代化施設設置助成事業ということで、これは昨年度TMOを実施しました都通り、花銀、そういうところに使っているもので、商店街団体が商店街を近代化したいという場合、そのときのハード整備、例えばアーケード、それからロードヒーティング、街路灯、それからモニュメント、小公園、そういうものをつくりたいというときに、そのかかる費用に対して一部を助成するというものです。

それから、2番目の商店街公的利便施設整備支援事業というものがございまして、これは、今言いました、新設したアーケード、ロードヒーティング、街路灯に限りませんが、経年劣化してまいりますので、これらの維持補修や増改築、そういうものに対する費用の一部を助成するというものがございます。

それから、3番目が、商店街等活性化アドバイザー派遣事業というものがございまして、商店街団体とか個店がみずから近代化、活性化したいというときに、一つは店舗の改善提案を受けたい、それから商店街の将来計画を策定したいというときに、専門のコンサルタントを派遣して調査・分析を行っていただく。その経費に対して全部又は一部を助成するという制度があります。

それから、四つ目が、商店街空き店舗対策支援事業ということで、こちらはちょっと昨年度に比べて制度の内容が縮小になっておりますけれども、商店街団体のエリア、その中に空き店舗が生じたと、そういうときに、商店街団体がその空き店舗を借り上げまして、商店街に不足している業種、業態、特に業種、そういうものをミックスしたいというときに、家主との間で賃貸契約を結び、店子が入りましたら、その家賃の一部につきまして、商店街団体の方にお渡しすると、それで、商店街の方から家主にいくと、そういう形の支援制度があるということです。

それから、5番目が、これが一番多く使われておりますけれども、商店街活性化事業助成というのがございまして、これにつきましては、商店街団体、市場などが、活力ある商店街や市場の形成を目指して行うイベント事業、大売出しとか、創業祭とかという名前でございますけれども、そういうときのイベント経費、それから新聞に折り込むチラシ等の印刷、配布、それからそのイベントの中で行うスタンプラリー事業、こういうものにかかる費用の一部を助成するというものがございます。この5本です。

以上であります。この5本の中でもおおむね所期の目的を達成したと思われるもの、それから国において、同種の制度があり、活用できるものもございまして、次年度に向けましては、経済部としまして、さらに制度を精査、見直し、検討の上、支援について考えていきたいと思っております。

井川委員

今、1等地に空き店舗がたいへん目立っております。長い間空いているということで、私もたいへん気にかけておりますけれども、そういう部分については、ぜひかわって行って、少し頑張って市の方でも応援していただけたらと思います。

フィルムコミッションについて

次に、フィルムコミッションについてですけれども、予算もついて設立されたそうですが、私たちにはちょっと活動の内容が見えないので、説明いただければと思います。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

ただいまご質問がございましたフィルムコミッションについてでございますけれども、3月18日に、小樽フィルムコミッションが設立されまして、それ以降、私どもの方に撮影の問い合わせがあった件数が、今時点で76件あります。そのうち、もちろん撮影の問合せだけでとどまる部分もございまして、撮影を終えたのが31件です。特に、大きな内容といたしましては、つい最近終わりましたけれども、松竹の映画で「天国の本屋」という1か月ちょっと、37日間口をやったという映画がございまして、それが一番大きな撮影でございます。そのほかに、関西、大阪の方のテレビ局の周年記念ドラマということで、これも約1か月間小樽に滞在をして、これは非常に国際的な感覚の映画でございましたけれども、そういう撮影も行っています。

なお、市民とのかかわりという部分では、以前も申し上げましたけれども、文化的な価値も見出していただくという観点から、エキストラの参加というのは、これも31回あった中で、映画、ドラマ9本あったわけですが、ほとんどに市民のエキストラが関わっているということでございます。そういうエキストラの方々が、フィルムコミッション会員としてエキストラ会員に登録されて、今現在236名の登録があります。

井川委員

観光ホスピタリティの向上の促進について

続きまして、21世紀プランの中に、観光ホスピタリティの向上の促進とありますけれども、どのような形で促進されていますか。

(経済)観光振興室観光事業課長

ご質問の観光ホスピタリティ向上の促進ということでございますが、いくつかの柱がございまして、一つは観光ご意見箱あるいは俳句ポストといったものを設置いたしまして、観光客のご意見を聞く中で、小樽市内の観光の受け入れ態勢といいますか、ホスピタリティ、手短かに申し上げますと、おもてなしの心ということになりますが、そういった観光客への応接、接遇を向上していこうという意味で、観光ご意見箱は市内5か所、俳句ポストにつきましては市内8か所に設置しております。

また、小樽おもてなしの心推進キャンペーンキャラバン隊といった事業も実施してございまして、これは昨年からは開始したのですが、今年4月25日には各観光客相手の事業者向けに、6月6日には市民向けにホスピタリティの向上について呼びかけをしたところでございます。

また、観光ボランティア組織の育成ということにも力を入れていまして、現在、小樽おもてなしボランティアの会と、小樽観光ガイドブッククラブという二つの団体がございまして、それぞれ27名、21名という会員がおります。このほかにも直接、私どもの方へメールあるいは電話等で苦情が寄せられる場合がございます。昨年で23件、今年で今まで28件寄せられてございますが、こういった苦情もホスピタリティ向上の一つのいい機会ととらえまして、苦情の寄せられた具体的なお店に関しては、直接出向き、苦情内容を伝えるとともに、ホスピタリティの改善といいますか、向上についても呼びかけとか、お願いをしているということで努めております。

井川委員

観光も、最近は苦情がなくて、評判は少しよくなってきていると思います。一度悪くなったら、信用を取り戻すのがなかなか大変なものですから、そういうホスピタリティの向上をしていただければたいへんありがたいと思います。

冬の観光振興について

次に、冬の観光なのですが、雪あかりの路一つだけなのですね。それで、滞在型の観光がなかなかうまくいかないということで、今、日帰りが非常に多いのですが、せっかく天狗山があるのにスキー客なんかを本州から誘致して、ホテル、航空会社等とタイアップしてツアーを組んで、ぜひ泊まっていただくという観光に結びつけることはできないものかと考えますが、いかがなものでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

井川委員がおっしゃいましたとおり、冬の観光振興という意味では、小樽にはスキー場が三つございまして、天狗山、朝里川温泉スキー場、それとスノークルーズ・オーズがございまして、この三つのスキー場それぞれに特徴がございまして、天狗山の場合は山頂部分が初心者コースになっていて、思いつく限りでは、たぶん全国で唯一のゲレンデでございます。それから、スノークルーズ・オーズにつきましては、石狩湾を一望できるスキー場と、それから朝里川温泉スキー場については、その名のとおり朝里川温泉が隣接しているということで、それぞれの個性を売って、冬の観光振興に結びつけていただきたいということは、これまでの間もずっと申してきておりますし、そういう意味では、私どもが秋口に行っておりますキャンペーンなんかで、ぜひとも小樽のスキー場でスキー客の呼び込みを図りたいと思っております。

しかしながら、現状のスキー人口というものの自体が全国的に落ち込んでございまして、ここを無理やり引っ張ってくることは非常に難しいだろうと思っております。そういう意味からも、先ほど委員もおっしゃいましたように、雪あかりの路というものを機会にして、雪に親しむという、雪と遊ぶというか、そういうようなアクティビティ、いろいろな体験だとかを一緒に交えたようなメニューづくりというものを、さらに推奨していければと思います。

例えば、朝里川温泉には、一つの観光業者でやっていますスノーシュー体験という、スノーシューというのはかんじきなのですが、かんじきで夜中に歩いて朝日を見るとか、こういうことを実際にやっている企業もあり

ます。それから、逆に、バックカントリースキーといって、山々を長時間歩いて、スキーを担ぎなら歩いて行って、一番適した好きなゲレンデに行ってスキーを滑る。つまり、スキー場とはちょっと隔離された状態のところ遊ぶというもの。さらには、今、後志管内で非常に人気がありますのが、スノーラフティングといいまして、スノーモービルの後ろにゴムボートをつけて引っ張り、その上に観光客を乗せて雪原で遊ばせてあげる。これは特に小樽には外国人が多いのですけれども、台湾とか香港のお客さんがはしゃいで大喜びになるというアクティビティです。こういうものを、例えば天狗山の方でやったらどうかということも申し上げているところであります。

井川委員

潮まつりについて

次に、本年度の潮まつりなのですけれども、私も実際に自分でふれこみにも出てみました。ねりこみもやってみました。それで、昨年と比べて人出がどうだったか。あるいは経済波及効果は難しいかと思えますけれども、どの程度、昨年よりいいのか悪いのかということをお知らせいただけますか。

(経済)観光振興室観光事業課長

第37回小樽潮まつりでございますが、昨年と比べて人出は、同じ100万人と実行委員会の方で発表しております。経済波及効果につきましては、正確な推測をしてみませんが、仮の推計ということで申し上げますと、実行委員会の支出予算が3,500万円ということです。それから、今、申し上げましたように、人出が100万人ということで、仮に半分の50万人が3日間のお祭りの中で、1人1,000円お使いになるということで、これはもう本当の推測なのですが、それだけでも5億円の経済波及効果が出ると。これは1次効果ですので、経済波及効果という意味では、2次効果、3次効果ということも考えますと、5億円どころか、10億円以上の市内全体での経済波及効果を生んでいるのではないかとこのふうにも推測しております。

ちなみに、潮まつりの会場周辺に出店が数多く出ましたが、私の方から何店かの店主にお聞きしたところでは、3日間、今年は晴天に恵まれたということで、少し肌寒いときもございましたが、昨年に比べて天候にも恵まれたということで、3日間の売上げとしては昨年より上がったというようなところございます。

井川委員

これに出場する、踊りの参加者ですが、私も町内会として32年間出ましたけれども、33年目に力を尽きてやめました。そういう高齢化に向かってだんだんできなくなってきているのです。町内会がずいぶん減って、昔は135もあった団体が、今一つか二つしか出ていないという状態で、そろそろこれは考えなくてはいけない状態かなと。そして、若い人が進んで、「じゃ、踊ってみましょう」という、そういう感じの踊りであれば若い人がだんだん出てくると思うのですが、なかなかその若い人も出てこないという現状ではないかと思うのです。来年に向かって、いろいろと検討していただきたいなと、私は思っております。

第1次産業の後継者育成について

それから、農業、水産業ですね、北海道は第1次産業をたいへん大事にしなくてはいけない部分なのですけれども、後継者がいないということで、今、非常に深刻な悩みだと思うのです。何とか自分たちが食べる野菜や果物あるいは魚類は、ぜひ北海道、地元でとるということは、これはやはり人間生きていく上でそういう原則で、大事なことだと思うのですけれども、それで後継者がいないということで、この育成について、どのように真剣に取り組んでいく考えでしょうか。

(経済)農政課長

今、委員が言われましたとおり、後継者というのは、農業の高齢化が進み、なかなか出てこない。若い人方も農業はきついということで、やりたがらないという状況になっております。それで、施策的なものは担い手ということで、育てるようなことがあるのですけれども、実際のところたいへん難しい中にあります。小樽市としましては、先進農業地域の見学会というものをやっております。対象としては、農家の子息、家族が中心となりますけれども、

こんなことをやりまして、農業に対する理解を深めてもらいまして、何とかその後継者につなげていきたいというような考え方を持っております。

また、年1回、農業講演会というものをやっております。これは北海道の農業会議というものがございまして、農業団体から講師を派遣していただき、農業に対する理解度を深めてもらい、何とか若い農業者、後継者を育てようということをやっているところでございます。また、さらに農政課がそうなのですが、新規就農者相談センターとして、農業をやりたいという方、若い方々の情報を収集いたしまして、仲立ちをしております。農政課のところには農業委員会も入っておりますし、また、市場も入ってまして、農政に関する情報がかなり集まってきております。そんな中で、何とか担い手、後継者を少しでも掘り起こしていきたいというような考えであります。

(経済)水産課長

漁業関係の後継者でございますけれども、漁業の場合につきましては、非常に漁業権という一つの免許を持っている漁協の組合員、これになって初めて漁業に従事することができる。従事というよりも自分が正組合員になって自分で網入れをするという形になってございます。一般の方、特に学卒者で直ちに明日から漁業をやりたいというような形にはなかなかない現状の中では、実際に親あるいは兄、祖父が漁業をやっている方の子弟が漁業者になるというのが、現状、90パーセント以上の確率だろうと思っております。それらの中で、これは昭和40年代後半からバブルまで、現在もそうなのでしょうけれども、実際に漁業をやっている親自身が、息子を後継ぎにするよりはサラリーマンにすると。これは漁業に限らず一般の店屋も、農業関係者もそうでしょうし、総サラリーマン化の傾向というか、社会現象の中で現在まで進んできていて、昭和50年代から見ると、現在、漁協の正組合員二百二、三十人ほどおりますけれども、半分以上になってきているというのが実態でございます。

それらの中で、最近特に若い方がUターンなんかで、親の背中を見ながら漁業に従事しようかなということ帰ってきているという方々が、年に数人ぐらい見られるというような形でございますけれども、なかなか漁業後継者の育成という部分は、非常に難しい面がある。市の方では漁協のそういうUターンあるいは青年部のメンバー、これらの方々が地元の漁業だけでなく、地元以外の各地でのいろいろな漁業、あるいは地元でやっている漁業に対しても、別のいろいろな技術、新しい技術というような形、あるいは若い人たちだけで自分たちはこう考えているけれども、ほかの地域の若い人たちは漁業に対してどう考えているのだろうということで、毎年漁協が音頭をとりながら、技術研修あるいは視察研修を行ってきてまして、それらに対して一部助成をしております。

また、北海道においても、これは女性青年部という形の中で、全道各地あるいは後志管内なら後志管内各地域からの青少年の発表というような場に、漁協も職員あるいは若手漁業者を連れて勉強会に参加しているというような実態の中で、漁業後継者の確保に努めているところでございます。

井川委員

港の活性化を図るための事業について

それでは、港湾部にお尋ねいたします。

一般質問でも質問しましたが、港の活性化を図るための事業について、施策といいたしめようか、それについて、伺います。

(港湾)港湾振興室横山主幹

まず日本海に面している、また、札幌圏という大消費地に近いという小樽港の立地の特性を生かしまして、ポートセールスにおきましては、まず第一に、対岸諸国との貿易を拡大させていかなければならないということ为主要課題と思っております。その中で、昨年、中国定期コンテナ航路を開設、さらに日口フェリー定期航路の就航というものが従前からございましたが、これらの貿易の拡大に向けまして、例えば道内であれば札幌、旭川を中心に、荷主訪問をしたり、小樽港のPRパンフレットを配布したりする展開をしております。さらに、東京、関西方面におきまして、懇親会等を開いたり荷主訪問をいたしまして、小樽港のPRをするとともに、小樽港に対する忌た

のない意見を聞きながら情報収集に努めてございます。

さらに、その小樽港の立地特性ということで、小樽、札幌、後志を含めた観光資源というものを売り物に、クルーズ船の誘致を図りまして、小樽港のPRにこれから努めていき、人をどんどん小樽に入れていきたいと考えてございます。

また、中国、ロシアに関しましても、中国使節団を派遣をしたり、道を巻き込み、ロシアの船主又はロシアの州政府等との合同会議を開きまして、何とか航路の維持・拡大さらに航路が拡大していったって貨物が増大するような事業を進めております。

また、小樽港の主要貨物であります国内フェリー貨物とか、穀物基地の維持などを主要課題としまして、それらの実現に向けて東京等でも懇親会で情報を聞いたり、フェリー航路につきましては、やはり関西圏は強いということで、関西方面にキャラバン隊といいますが、企業訪問を集中的に行いまして、荷主のニーズ、商社、流通関係者に小樽港のPRを進めていき、これらの実現に向けまして必要な施策に取り組んでいったって貨物の拡大を図ってきたいと考えております。

井川委員

第3号ふ頭の再開発について

それから、第3号ふ頭の基部の再開発ということで、この21世紀プランに載っていましたがけれども、日本農産工業の撤退に伴いまして、官公庁の施設の再配置、跡地の利用を含めて道路や緑地などの検討とありますが、これは検討されておりますでしょうか。

(港湾)港湾振興室長

日本農産工業につきましては、ご承知のとおり、本年8月に解体を終えまして、現在、観光駐車場として暫定的に使ってございます。それで、第3号ふ頭の基部につきましては、港湾合同庁舎がございまして、ここにつきましては、昭和40年に建築された建物でございます。現在、12官公庁、運輸局だとか、財務局だとか、海上保安部だとか、そういった港に関係の深い官公庁が入ってございます。そういった中で、まず我々いたしましては、合同庁舎の建替えを前提に第3号ふ頭基部の再配置を考えていきたいと考えてございます。そういった中で、国とのやりとりも港湾部だけではなかなかできませんので、企画部等と調整しながら、現在、話を進めてございますけれども、何せこの12官公庁が一遍に入るといような建物については、今、国の方でも財政が非常に厳しいということで、難しい状況になってございます。いずれにいたしましても、そういった早期建設に向けて、まず第一歩は合同庁舎の建替えの時期だとか、そういったものを前提としながら、昨年来から設計を担当します開発局の営繕部などと連携をとりながら、この第3号ふ頭の基部の開発に向けて調整をしているところでございます。もう少し時間がかかるというふうには考えてございます。

井川委員

頑張って調整して、早く実現させてください。

海洋レクリエーション活動を支える総合的な港湾機能の強化について

次に、海洋レクリエーションの活動を支える総合的な港湾機能の強化でございますが、どのような強化をされていきますか。

(港湾)工務課長

海洋レクリエーション活動を支える総合的な港湾機能の充実というのは、何を指すかということなのですが、これにつきましては海洋レクリエーション事業に対応するためのマリーナ施設などの拡充というものを指しております。港湾計画におきましても、マリーナの2期計画が位置づけされておりますが、景気の状態や、また、ボート等の今後の需要推移、こういったものを見据えながら慎重に進めてまいりたいと思っております。

井川委員

北防波堤の改良について

それでは、最後の質問ですけれども、北防波堤の改良がされますね。それで、平成16年からということだったのですけれども、これはどのぐらいの年月で、費用はだいたいどのぐらいかお尋ねいたします。

(港湾)工務課長

北防波堤改良の工期と費用ということでございますが、この北防波堤はご存じのように、非常に古い施設でございます。また、非常に長大であるということと、歴史的に価値がありまして、これらを保存といいたしめようか、できるだけとめたいというような条件がございます。そういったことから、現時点で、明確な数字というのは述べられないのですが、おおむね10年間の期間と約50億円規模ということをご想定しております。

小林委員

中国視察について

北防波堤についての10年計画で50億円、非常に大きな数字だと思っておりますけれども、小樽港は明治32年から105年の経過がありますよね。その間の小樽港内の埋立て事業というのは、恐らく3分の1は埋立てされている現状ですよね。これはやはり大型船とか、特に、今、新日本海フェリーの方でも高速船が就航される、こういう時期に、北防波堤を10年間で50億円というのなら、いっそのこと少し港外に防波堤を出すとか、例えば高島・祝津を含めた防波堤を奥に出すとか、そういう発想というか、もう小樽港内の3分の1が埋立てとなってくると、港湾の中の利用価値というか、目いっぱいのような感じがするのですけれども。

その点と、それから先ほどいろいろ細かく小樽港の活性化のことで、主幹の方から貨物の集め方とかコンテナ船の誘致とか、お話しされました。その中で、中国視察を考えているような話もあるのですが、これは、今後その計画がある場合に、中国視察のメンバーについて、議会の方はどうだとか、経済界がどういうふうになっていくのかとか、その辺、突然ですけれども、もし計画があるのなら、この場で発表していただきたいなと思っております。

(港湾)工務課長

防波堤の外側を埋めて、沖合に展開していこうということでございますが、これについては、長期計画等の中で検討したことは確かにございます。この問題は、非常に大きな問題でして、かなりの大プロジェクトになるかと思っております。それで、現在、沖合展開による臨港地区の拡大ということにつきましては、長期的な視野に立って考える必要がありますが、当面は、既存ふ頭の未利用地といったものの有効利用を図ると。それと、もう一つは、小樽港の利用促進に向けて、現在手がけているものの整備を着実に進めている段階ということでもあります。

港湾部長

沖合展開の問題でございますが、これにつきましては、今、工務課長から基本的なことを答えさせていただきましたけれども、将来的な国際的経済情勢あるいは貨物の動向については、これはまだまだ現時点では、今後10年後、20年度を読み取ることはなかなか不可能でございますので、そういった世界的な動向を見極めながら、新たな発想で取り組んでいく時代にも当然なりえますので、そういった点では真剣に考えていかなければならないだろうと、こういうふうには考えております。

(港湾)港湾振興室横山主幹

昨年には、コンテナ航路就航に伴いまして、大連、青島、上海に使節団として、市長はじめ、市内経済界の方々で行ってまいりました。今年度も10月の末から、市長をはじめ、市内経済界、さらに札幌市の荷主関係を加えまして、今度は小樽港の主要貨物である石材の関係でアモイ、福州、周山、上海という行程で使節団を派遣する予定でございます。

小林委員

いつごろですか。

(港湾)港湾振興室横山主幹

10月25日から11月1日まで。

小林委員

議会の方からは、議長は、メンバーに入っているのですか。

(港湾)港湾振興室横山主幹

今のところは入ってございません。

小林委員

今、港湾部長から、今後の港湾の在り方について、世界の流れを見ながら港湾の整備とか、これからやはり手をかけていかなければならないということは出ました。先日も山口議員の一般質問で、小樽駅前の歩道の話、スクランブル方式のものをと。鶏が先か卵が先かという、今、国際ホテルのああいう状況の中、長崎屋がああいう状況の中で、国道5号をまたいだ整備をして、その活性化を図っていくという考え方は、お金も一番問題ですけれども、むしろああいう発想というのが大事なことだと思います。

それから、特に港湾のことにつきましては、前の経済常任委員会の中で、見楚谷委員から、やはり港湾というのは、もっとプロの人間が携わっていかなければならないと。まさにそのとおりだと思うのです。今、石狩湾新港はなにせああいうふうにして、後背地があって、まだまだこれから伸びる港。小樽港はどうかといたら、港湾の分区指定が決められても、まだパチンコ屋とか新倉屋ができてきて、ああいう状況の中。そして、今度のコンテナ船誘致にしても、港町ふ頭だって、やっぱりコンテナ船を入れるのに、また、深度の問題だとかとあって、測量し直して、また整備し直す状況ですね。

私が言ったこの100年間で小樽港内の3分の1は埋め立てられています。これは、間違いはないですか。

港湾部長

今、小林委員がおっしゃったような形でおおむね埋め立てられています。

小林委員

そうでしょう。ですから、港湾というのは、もうそういう、今、船が来ないから船待ちするのではなくて、これから新港を抱えた小樽港というのは、もっとプロ化しながら、プロの人間が考えて、そして1隻でも多く船を入れるということが、議会の中でもいろいろ取りざたされ、議論されているのは事実ですから、この考え方というのは、再度認識していただいて、今、井川委員から指摘された、これからの港湾についての活性化に向けた港湾づくりをしていただきたい。答弁は要りません。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

斉藤(陽)委員

ものづくり観光について

代表質問にかかわって、ものづくり観光に関連して、何点かお伺いをしたいと思います。

本市の体験型のサービスを提供している観光施設あるいは事業所のうち、ものづくりとかかわる主なものについて、内容をお示しをいただきたいと思います。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

ものづくりにかかわる体験型のサービス事業所ということでございますけれども、その内容でございますが、大きく分けると、ガラス製品の製作、それからオルゴール、それから手作業だと革製品の製作が大きなものになる。

あとは、陶芸とか、詰め物という細かいものがあります。そのほかに、主なものにはならないのですが、小樽にある職人の会がやっているさまざまな製作体験というものがあると思います。

斉藤（陽）委員

そのような施設、事業所の数とか、年間の利用者数あるいはその推移等について、わかる範囲でけっこうですので、お知らせください。

（経済）観光振興室企画宣伝課長

事業所数でございますけれども、日々というわけではございません。年々移り変わっておりまして、改廃がございます。その中で、今日時点でございますが、職人の会を除きますと24事業所ございます。製作体験と称して、先ほど申し上げました職種、製作内容であるというところでは24事業所あるということでございまして、その利用者数でございますが、実はその24全体の利用者数を把握しているわけではなくて、観光振興室としては、観光のデータとして、観光入込みを調査しているわけですが、そのターゲットとしている事業所は、少なくとも20ございます。その事業所の利用者数としては、平成14年度9万5,913名が実際に製作体験をした人数です。推移といたしましては、前年度は8万5,700人でございますので、1年間で1万人以上増えている現況であります。

斉藤（陽）委員

その利用者の内訳について、小・中・高・大学まであるのかもしれませんが、修学旅行、宿泊研修等、学校関連の旅行者、それと一般の観光客というのですか、子どもがまざっていてもいろいろな団体とか、学校ではないものは一般の方に入るとは思いますけれども、それからあるいは道内か道外か海外かとか、そういう出発地別といいますが、それから宿泊か日帰りかというような、そういう内訳については把握されていますか。

（経済）観光振興室企画宣伝課長

先ほど申し上げました実数の内訳でございますが、実は製作体験施設にお願いして数字を出してもらっているという関係で、私どもの調査表の分類上は、修学旅行、一般、それから道内、道外という分類で出させていただいてはいるのですが、そこまで細かく施設経営者なり、事業者の方からご回答をいただいているというふうにはまだ至っておりません。先ほど質問の中にありました宿泊費についても同様でございます。

斉藤（陽）委員

これから、いわゆる小樽の観光の特徴として、ものづくり観光というような形で力を入れようという方向性で考えれば、こういった調査の中で、今言ったような内訳、そういった面にも注意を払っていただきたいと思います。

それから、そういう体験型の観光サービスの場合に、その場所なのですが、事業所内、自社の会場で行われているところと、それから事業所の外、いわゆる一般の集会場とか、そういった公共施設などを利用する場合、いろいろあると思うのですが、この区分け等についてはどうですか。

（経済）観光振興室企画宣伝課長

事業所内工房であります。私どもが把握してまます職人の会を除いた23の工房につきましては、そのほとんどが事業所を構えてやっておりますので、事業所内工房と言えるのではないかと思います。ただ、職人の会につきましては、それぞれ17業種の方がとりあえず製作体験を、修学旅行生を相手にやっていただいておりますけれども、その方々につきましては、それぞれの店先では製作体験をさせてあげることがなかなか難しいということで、住吉町にあります北海道職人技術大学の施設の中で、50人とか100人という単位でさせておりますので、これらはいわゆる事業所外ということになるのではないかと思います。

斉藤（陽）委員

私の経験上、実際に会社の中で、店舗内のできる体験というのは限界があります。修学旅行生とかというのは、ある程度一括して受け入れると200人とか300人となりますので、そういった場合、我々は公会堂ですとか、商工会館とか、そういったところをよく利用していたのですが、そういう部分がけっこうあるのではないかと。そ

して、会場探しにけっこう苦労したという覚えがあります。

次に、伺いますけれども、体験に当たって、例えば吹きガラスですと、溶解炉とか窯がなければできないわけですが、そういう設備を本当に目の前に置いてやる体験、そういうものが必要な体験と、それから簡単な道具、例えばはさみとか、そういったものと材料さえあればどこへ行ってもできるよという、そういった体験的なものと、大きく2種類ぐらいあると思うのですけれども、今、24事業所ですか、この中で、設備が要るか要らないかという部分については、どういう割合になっているのでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

今の例示でお示しいただきましたとおり、例えば吹きガラス製作であれば、大きな窯があって、当然防火設備がきちんとなさされていてということになるかと思えますけれども、そういった意味では、私どもが把握しております23事業所の中で、いわゆるキットを組み立てるとい程度の製作体験施設というのは、たぶん2割程度だと思います。そのほかほとんどは何らかの設備がなければできない。

例えばガラスに絵をかく、サンドブラストという本当に簡単で時間がかからなくて、修学旅行生が最も多く参加されているという製作体験がありますが、それにしても砂を吹きつける機械というのが必要になってまいりますし、その他であれば革製品をつくるという場合についても、革の形状を変えるための機械というのが必要になってくるというふうに思います。

ここに山口委員がいらっしゃいますが、委員のところで行っている木彫だとか、そういうものであれば、彫刻刀1本で教える方がうまければ、簡単にできると思えますけれども、そういった製作体験で道具が要らないというのは、けっこう少ない、限られていると思えます。

斉藤(陽)委員

これもけっこうノウハウの部分がありまして、まともにやれば設備が要るのです。ですけれども、一計を案じるというか、そういう設備が要る部分は置いて、みんなが集合している場所、会場でできる部分だけやると。あとのその設備が要る部分については、映像とか図表等で説明する中でカバーするというやり方もないわけではないと思えます。ですから、会場、設備を必要とする方が多いのではないかなという、今の答弁だったと思うのですが、事業所数でそれだけ設備を要するところが多くても、利用者数でカウントしていった場合には、意外とまとまった数で修学旅行生なんかを設備なしの場所で、大きな会場で体験してもらえると場合には、利用者数は相当増えるのではないかと。利用者数でいったら、会場、設備は要らないよという方がむしろ多いかもしれないというぐらいの比率だと思います。

今、お話ししたようなちょっと踏み込んだ中身みたいな部分については、事業所ごとにいろいろな考え方、やり方を持っていると思うのです。そういった部分を全市的に、例えば観光協会や誘致協ですとか、そういったところでの情報交換というか、みんなで情報を出し合って、体験の中身をより充実し、かつ広げていくといいですか、そういった取組みたいなものも必要ではないかという気がしますけれども、そういう部分については、現在、観光協会の誘致協等ではどういう取組をされているのでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

観光協会、誘致協の方でどういう考え方で進めているのかということにつきましては、それぞれ観光関連団体がありますので、小樽の観光振興についてという部分では、議論を交わしているところであります。ただ、今、委員がおっしゃったような形でのネットワークづくりや情報交換システムだとか、そういうものにまでは至っていないのが現状であり、さらにもう一つは、このものづくり観光というものに対する目の向け方自体も、まださほど角度が鋭くはないのではないかと感じております。

斉藤(陽)委員

もう一点つけ加えますと、そういった場合に、さっきちょっと指摘がありましたけれども、指導者といいますか、

説明員と申しますか、そういった人材育成みたいな部分でも、確かにそういう体験学習というのは需要は多いのですが、では、工房の職人だれでもが生徒に教えるのがうまいかということ、そうではないわけですから、実際にそういう生徒や観光客の方に楽しんでもらって説明できるような、そういう人材育成みたいな部分もきちんと取り組まないと、かけ声倒れと申しますか、やろうとは思っているけれどもなかなか進まないという現実のネックみたいな部分はあると思います。

それでちょっと角度を変えまして、今日、私も改めて現場を見てきたのですけれども、クラフトマンスタジオというのがウイングベイ小樽にできまして、7月にオープンして、そのときは3階だったのですけれども、今2階のエスカレーターの真ん前という、非常にいい場所に移り、なかなか好評だということです。この運営体制と申しますか、そういう工房は市内だけではないのですけれども、近隣の工房が20数社出品、出店しているということで、おもしろい取組だなということで、これはどういう運営体制になっているのか、お知らせ願います。

(経済)産業振興課長

クラフトマンスタジオについてですけれども、7月25日にシーブの3階でオープンいたしまして、本年9月から、シーブの2階で行われております。約40坪ほどに20の工房が入っております。その中では60センチ角のテーブルに、それぞれの工房が製品を展示いたしまして、また、それぞれの工房がどういう体験ができるかというのを、その場ではできませんが、お店に来ていただけますとできますということでご紹介しております。こちらは、歩合制ということでお聞きしていますけれども、札幌の企業が管理、運営をいたしております。

また、小樽ベイシティ開発ですが、小樽の今の体験工房等もありますが、クラフト関連に注目いたしまして、これが大切であろうということから、この場を提供するということと、その企画について、その企業が提案しましたら、ぜひここでやりますということでオープンとなったものであります。現在、20店舗が展開されておりますけれども、今後とも店舗数、業種を増やして、いっそう拡大をかけていくということを考えていると伺っております。

斉藤(陽)委員

スタートしたときは20社だったのだけれども、今日現在では、25といったかな、けっこう日々増えてきていることのように、そのお店の方も、体験の部分もつくり方だとか、いろいろ説明してくれて、身近な本当にあまり型にはまらない、いろいろなおもしろいクラフトが並んでいるという感じで、本当におもしろいものができたなという感じなのですけれども、特徴的なのは、革のところは2社ですか、小樽と札幌ですかね。今、これを企画されたのも札幌の企業ということなのですから、こういうクラフト関係の企業が発想されたわけですか。

(経済)産業振興課長

その会社は、花火とかの企画をされている会社だと聞いております。そういう部分では、こういうクラフトの関係にしても、今後重要であろうということで、小樽ベイシティ開発と連携して、ここにオープンをするということで決定したと聞いております。

斉藤(陽)委員

これは民間の話ですから、市に聞くことではないのかもしれないのですけれども、市内で工房を開いていらっしゃる方も、このようなものがあつたということが意外と知られていない部分もあつたりして、この前、新聞にも載つたのですが、もっと声をかけると参加者が増えるというか、そういった部分もあるかもしれないので、ちょっと停滞しているような経済状況の暗いような時期ですけれども、市内のいろいろな関連の工房の方が積極的に参加できるような、そういう周知方法というのですか、市はできないにしても、何か協力して周知の方法を図る、そういった試みはございませんか。

(経済)産業振興課長

今回、ものづくり月間ということで、9月5日から始めさせていただきまして、9月27日には商店街で学生たちが中心となってお菓子のコンテストをやったり、ものづくり月間が27日で終了するのですが、ずっと連続して行っ

てきましたが、その中でもやはりものづくりというのは非常に大切ですので、クラフトについても、そういう機会をつくらせていただきながら、一緒になってまちの取組をPRさせていただこうと思っています。

先ほど花火ということでしたが、いろんな部分で花火をやるというのを企画したりする会社ですので、今回はこのクラフトについてみずからが企画して進めているということで伺っております。今、職人の活動もそうですけれども、一緒になって連携して、いろんな方によりいっそう親しんでいただく、見ていただく、また体験していただくような取組を、私どももしっかり支援していきたいと考えております。

斉藤（陽）委員

私も最初はこのクラフトマンスタジオ自体が、そういった連携の中で生まれたのかなというような感じで、興味を持って見に行ったのですが、逆にそうではなくて、こちらはこちらで単独に始まったということのようですけれども、ぜひ連携を密にして、より活性化を図っていただきたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時00分

再開 午後 3 時15分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

山口委員

商業者動向調査について

一般質問で、地域循環型経済の確立というものを標ぼうするということを中心に質問しましたが、その本題に入る前に、まず小樽市の商業者動向調査が昨年12月に報告として出されておりますが、このことについて最初にお尋ねいたします。

これは事業所1,262店舗、42団体を対象に行われておるわけですが、全般的にこれを見せていただいたわけですけれども、思ったよりたいへん深刻な状況です。いろいろな要素、単に小樽だけではなくて、産業経済の構造が変わっていったり、小樽の大流通が、いわゆる地域の中に入って行って、中小の店舗がつぶされていくという現状があるのです。そういう中で、数字をこうやって見ていくと、ほとんど希望を持ってない。これでは後を継いでくれる人が出てこないということで、今後どうなっていくのかということがたいへん心配な状況になっている現状だと思うのです。

先ほど委員の質問の中でも、農業の方もそうですけれども、後継者が少ないと。それで、いろいろなハード、ソフト両面で対策をやってきましたと。それこそ、銀座通りのアーケード改修工事、花銀はコミュニティ道路の整備ということで、ハードの整備をされましたし、そのほかいろいろな事業、イベント等の助成やそういうものを別として、アドバイザー派遣事業とか店舗の支援等、ずっとやって来られてきましたが、依然として下降傾向はとまらないということだと思います。何かいいアイデアがあるか、カンフル剤があるかと言われても、なかなか難しい状況にあるのではないかと思います。

ただ、その中で、この調査の中で読み取れることは、私は、共通に、最後の方で出ておりますが、駐車場の問題については、どの市場、個別の商店、組合にしても望まれておりますね、要望されておるのですよね。このことについても、これまでどのような努力をされてきたのか。今後どのような施策を考えていらっしゃるのかを含めて、

若干でいいですけども、お答えいただきたいと思います。

(経済)佐藤主幹

昨年12月に実施いたしましたこの商業者動向調査、大きく分けると、個店の現状と今後の方向性、それから個店が属する商店街団体、これは法人ですが、それから商店会、市場、これらの団体の現状と今後の方向性ということで、無記名のアンケート調査でございました。それで、委員がおっしゃっていることは、一番最後に、今後、あなたのお店が所属する団体はどのような事業活動を重視すべきかという質問がありまして、ハード、ソフトと。ハードの質問の選択肢は、1がベンチ休憩所を整備、2が案内板、3が駐車場の整備、4が灰皿やごみ箱の設置、5が小公園、6がロードヒーティング、そしてその他とありました。結果としましては、ハード整備の第1位が商店街団体、市場ともに駐車場の整備、設置であったということです。

ただ、その駐車場の整備、設置に対する要望の割合が、市商連加盟の事業団体は12.3パーセント、第1位ですけども、市商連非加盟は13.6パーセント、そして市場の方が16.5パーセントと、こういう数字になっておりまして、私どもとしましては、この質問をつくる際に、3割なり、5割なりと、そういう形で答えが返ってくるかと予想したのですけれども、思ったより少なかった。ただ、今までどういう形で駐車場に対する整備を図るような努力を、市が行ってきたかということなのですけれども、例えば、これは例が一つしかないという形になってしまうかもしれないのですけれども、昨年、花園銀座商店街で実施しましたTMOの環境整備事業、これにおきましては、ガード下の蝦政鮎のところに、JRの用地がございまして、もともとは商店街が自分たちが外販するための車をとめていた。それを歩行者天国を解除しまして、下から上に一方通行化したことによりまして、車の乗り入れが増える。その結果ということで、自分たちの駐車場をやめまして、区画駐車場として22台整備。昨年12月にオープンしましたけれども、初めは平日は1台、2台しかとまらなかったということなのですけれども、この4月、5月当たりから徐々に増えまして、今はだいたい80パーセントくらい。この駐車場は最近におきましては、駐車場の上がりをもって商店街がみずから行っています、都市ガス式ですけどもロードヒーティングのランニングコストにしたいということで行っているところでありまして、そういう面では成功している。ですから、要望があれば、市の方も商店街近代化施設設置事業、先ほど井川委員にご説明しましたけれども、その対応枠はあるのですけれども、なかなか商店街自体として、まとまった空地がない。それからやるにしても、例えばパチンコ屋にあるような2層式、3層式の駐車場にしても、けっこうな資金がかかるということで、そういう助成をという話は来ておりません。

山口委員

私は、この数字というのは、あきらめている数字だと思うのです。要するに、今まで駐車場の問題というのは各商店街からいろいろ要望があって、何とかその土地を確保して、駐車場を造成していただけないかということでやってきた経緯があると思うのです。ただ、利用者の側からいいますと、例えば路地へ入って何台かの駐車場があったとしても、たいへん利用しにくいということで、難しいのです。一部商店街なんかは、どこも商店街というのは、シャッター商店街と言われて疲へいしているのですけれども、例えば土日の駐車場については、地主と話をして、空き地があればそこを駐車場として開放していただく、又は、例えば銀行の駐車場があいているわけです。そういう駐車場を商店街が話をされて、何がしかの賃料をお支払いになって、それで借りるとかということも可能かと思えますから、僕は基本的には道路の管理に関しては、特に権限を持っていらっしゃるの、その道路管理者でもあるわけなのですけれども、公安委員会ですよね。商店街が自分の店先で出店を出して商いをしようと思っても、それをとめられてしまったり、それからもう一つは、僕はTMOの委員でもあったわけなのですけれども、商店街活性化の一番手っ取り早い切り札は、いわゆるまちなかなのです。商店街に面している道路をパーキングエリアとして設定をして、短期の利用、例えば、1時間なら1時間に限る利用ということで、メーターをつけていただいて、1時間たったら赤メーターになるから、なったら商業者が警察に通報して、すぐ撤去していただければいいわけですから、そういう形で商業者と警察が連携して、それで利用の仕方がきちりなるようにすれば、それなりにうまくいくと

は思うのです。ただ、大都市では、わりあい今パーキングエリアの設置ができるところがあるのですが、この小樽のように人口のわりには、商店街がけっこう三つもあるわけですけれども、わりあいお年寄りが中心で利用されています。お年寄りでもバスで来られる方、歩いてこられる方がいらっしゃるわけですけれども、車の利用もけっこうあるわけですから、そういう方々がちょっと買回り品をお買いになるのに、わざわざ立体駐車場に入れて降りてきてとかはされませんので、個店の努力が大事ですけれども、人が増えれば工夫もすることもあるわけですから、市が突破口を切って何とかそういう方策を、いろいろクリアしなければならない難しい曲折もあると思いますけれども、しつこく要望して、商店街とも打合せすれば喜ぶわけですから、そういう意味でいうと、連携をして国や関係機関に要望されるようなことをお考えになったらいかがかなと思ひまして、その点については、現状、交渉も含めて、難しい状況があれば、それを説明をしていただきたいし、今後、方法としてどういうふうに検討されるのか、その辺の在り方についてお聞かせ願います。

(経済)佐藤主幹

ただいまのご提言は、中心市街地活性化法の骨子といたしますか考え方が、空洞化した中心市街地を活性化するための手段として、一つは公共といたしますか、行政側による市街地対策、道路とか、区画整理と再開発、これとあわせて商業等の活性化と、こういう一体的なことを行うことによって、まちづくりが進んでいくという話ですから、じゅうぶんに考えられることだと思います。

その中で今のお話は経済部サイドの商業者の振興サイドからの立場なのですが、ただ一部お聞きしたところでは、市街地活性化対策室なのですが、中央通の関係で、以前、委員がTMO構想策定の際のまちづくり委員会にお入りになっていたと。それで、第1回目の委員会が12年5月18日にあったみたいなのですが、その中で、同趣旨のお話をされまして、最終的には検討する内容だったのですが、結論としては中央通では実現されなかった。

それで、活性化対策室からお聞きした内容では、中央通になぜパーキングメーターができなかったかという話なのですが、一つは国道から臨港線まで、だいたい600メートルあるのですが、その新道的な縦道路に対して、私道が7本入っているわけなのです。そうしますと、交差点間の距離がまず短い。角から何メートルとれないという関係が出てきます。それから、もともと本線がタッチしているところで、下側の部分もいろいろなバス路線が入ってきて、バスレーンを切らなければならない、こういう問題がある。それから区画整理によって、換地処分がなされまして、既にびっしり地先に建物が張りついている。こういう関係がありますので、実際には縦通りには駐車台数はとれないだろうというのが一つあるわけです。それからもう一つは、パーキングメーターを仮に設置した場合なのですが、実際に車からおりられまして、車道側に飛び出す形になるものですから、交通事故の発生が懸念されると、こういうことが一つ。それからもう一つは、路側帯側に設置しますので、冬の雪の問題でちょっとパーキングメーターが使えづらいうだろうと。それで中央通については、将来の交通予測によりまして、2車線から4車線ということですから、そのパーキングメーターもじゅうぶんに考えたのですが、中央通に限っては、そういうことをご提言を受けたのですが、実現できなかったということで聞いております。

山口委員

この問題については、深くやると、経済常任委員会の枠を超えてしまいますので、あまり深くはやりませんが、いずれにしても、道路が流通、物流優先で、ずっと日本の国は整備をしてきたわけです。だから、まちなかについても同じような整備がされていたということがあると思うのです。

小樽のまちは、車を集めることによって、いわゆる発展してきたというよりも、ここ15年は人を集めることによって、交流、交歓を広げることによって成功してきたというふうには言えるかと思ひます。やっぱり商業地というのは、ヨーロッパもそうですけれども、車を排除して公共交通機関を入れることで、トランジットモールなどによって、80年代後半から商業地の衰退から活性化の方に向いてきた。人がまた集まって、新たな交流空間として身柄

を立てるようになったということもありますので、やっぱり私たちの国もそういう方向で徐々に考えていかれるのではないかと思います。

そういう中で、交通行政も変わっていくのではないかと思いますので、将来の課題として、私たちも自分たちでどういうふうになれば、一つの界わいが成立し、人の流れがよくなり、それが滞留できるような空間になるのかということ、当然、事業は国の基準に従ってやられる事業で、単独事業ではできませんので、どうしてもデザインや基準、道路の幅、歩道の幅等も決められてくるわけですから、私たちが思うようにはできませんが、これからは自前で、本当にデザインも含めて、どういうものを小樽が必要としているのかということを考えて、施策を考えていくようなことが必要になってくるのではないかと思いますので、申し上げました。これはお答えは要りません。

小樽の農業の現状について

次に、今、大きくいうとグローバル化した経済と、もう一つは域内経済という、地域の循環経済みたいなものが対極にあると思うのです。地域の経済というのは疲へいして大変な部分が先進諸国ではあるわけですが、私たちの国も、特に農業とか、漁業とか、第2次産業というのは、今、たいへん苦境に立たされておまして、どのまちも何とか第3次産業の観光でサービス業に人員を増やして、そちらにシフトさせて何とかやっていこうということになっているわけです。小樽は、幸いにも観光客が800万人を超えて、なおかつ調査では、3,046億円という、これは本当かうそかわかりませんが、一応そういうふうな経済波及効果というものを出しているわけです。これは基幹産業になっていると言えるのですが、ただ、その経済波及効果が、今の産業の構造、特に第3次産業が、私は観光産業を担っていると思いますが、それがもし地域循環の中で、例えば地産地消で地域内で素材が調達され、加工されて、観光客の皆さんや札幌中心でしょうけれども、通過でいらっしゃる方々に提供されれば、もっと経済効果が上がると思うのです。そういう地域内の異業種がいろいろな交流の中で、物を流し合うという行動だと思うのです。

大量生産、大量消費ということになりますと、大流通ですから、例えば農協を通して規格のものをけっきょくは東京のマーケットの方に持っていくというようなことだと思いますが、やはりグローバルな競争の中では、たいへん難しいということになるわけですから、そうではなくて、多少高くても物がよければ、また、安全ならば買っただけのような経済状況に今なっているわけですから、そういうものを志向する必要があるのではないかと思います。

そこでお尋ねしますが、私は小樽の農業については、ほとんど知識がありません。これまで興味を持っておりませんでした。今日初めて農政課にお伺いしますが、小樽の農業の現状というのを、大まかな質問で申しわけありませんが、先ほど第1次産業の後継者の問題が質問されましたが、商業の方もやはりこういうような状態でしたけれども、現状としてどうなっているのか。今後どのような変化が予想されるのかということについて、若干お伺いしたいと思います。

(経済)農政課長

小樽の農業というのは、農家戸数でいいますと、300戸ぐらいで、人口でいいますと、500人ぐらいです。農地面積も少なく、都市近郊型農業ということで、多量のものではなくて、少量の価値あるものをつくるというようなことを目指しております。それで、私は市場の方も担当しておまして、農協関連も集まってきました。卸から始まって小売まで、全道の流通に乗っております。その部分もありますものから、なかなか地産地消というのは難しいお話でもあるのですけれども、現在、そういうものが行われている事例をお話させていただきます。

農協を中心に地産地消ということで、この間でございますけれども、かもめが丘団地の方で移動販売ということをやっております。これは小樽農協の青年部、それから忍路なのですけれども、水車の会がございまして、その即売所の方々、そのような方々とか、また、ずっとやっているのですけれども、市民体験農園の直売所、これも

地産地消の部類に入るかと思えます。北海道ワインでカーニバルもやってございますし、朝里川温泉のゆらぎの里では秋の収穫祭ということで、地産地消ということでやっておるのですけれども、今いう地域循環型社会といいますが、しゅんのを即食べるということで、流通に乗ればどうしてもおいしくなくなるという部分があるものですから、これからは私どもが考えているものもありますけれども、特産になるようなものをつくりまして、しゅんのを食べていこうと、食の安全というような問題もございまして、安心の問題もございまして、消費者側にも立った農政をこれからやっていくということでございます。

山口委員

いろいろな試みが、特に国側の方針で、これにのってやろうとしているのですけれども、かつてはほとんどの農産物が農協を通して、そして卸、小売を通して消費者に行くというふうになっておりましたけれども、最近は農家が直接、直売所みたいなのを設け、売りに歩くという場合もありますよね。もう一つは、一部の農家でしょうけれども、例えば飲食店等に直接配達をして使っていただくような試みも出てきているわけですよね。私は、やっぱりそういうふうな方向性が、できれば個別の飲食店ということでなくて、例えば小樽には飲食業組合等がいくつかあります。そういう業種、34業種と、農協とか、個別の先進農家の集まりだとかが一緒になって、これらにもそういうふうな話をします。また、後志、赤井川にもそういうものがあるのを聞いておりますし、観光に関していいますと、エリア観光で、今、一生懸命観光振興室もやっているようですから、そういうふうなところとぜひ連携されて、どうも部署、部署でいろいろ考えて、単独でおやりになっている事業が多いようですから、庁内で関連ある部署ごとにワーキングチームなり、人事交流というか、枠を超えてチームをつくって議論されるときか、そういう長期的な視野に立った構想を、我々も入れていただければ、やっていきますから、そういうことをもうそろそろお始めになったらいかかなと。

農業についても、今日、新聞に載っておりました。私はたいへん喜んでおりますが、ようやく欧米と同じように農業に対する直接所得補償ということで、たいへん農家が苦しめられておりますので、自給率の向上という観点からも、そういうふうな政策等もおとりになると、研究されているということをお聞きしましたので、そういうことをされれば、ある程度農業の可能性も新規営農者の、いわゆる優遇策も一定程度とれるのではないかと若干思っております。農業を取り巻く環境も若干変わりつつあるようなところもあるわけですから、そういう中で、どうしても域内で商いをする。特にこれ大消費地になっているわけです。800万人を超える人が来ているわけですから、そことにかくに農業がリンクするかということで、魅力あるマーケットですから、そういうことを一つの戦略として、もうそろそろ検討していただきたい。これは農政課だけではございませんが、そういうことをお願いしておきます。

何か感想があれば、お話しください。

経済部長

ご指摘の部分は、我々も常々、農業に限らず水産業も含めて議論している部分です。特に農業も水産業も含めて、先ほどお話のあった、今後予想される変化というところからすれば、決して明るい状況ではないと思えます。現状のまま進んでいくと、両方の第1次産業ともに、大変厳しい状況が目前にあるのだと思えます。だとすると、先ほどからお話が出ています、せっかく小樽にある、持っているポテンシャルというか、域内の消費という部分にどうアプローチしていくかは、大事な要素だと思いますし、実は今、地域経済活性化会議の中で、観光の高度化ということ、もう一つは既存産業との連携というテーマで議論をいただくことになっています。その中の大事なテーマの一つには、この食の提供、特に小樽の場合には、水産物にしても農産物にしても、それなりのものがそろっていくのが、小樽のまたいいところですから、そういった意味では、そういったものをいかに連携させて、観光とリンクさせていくか。そして、それがあつた意味では全体のレベルアップというか、グレードアップにつながっていく大事な要素だと思っておりますので、農業・水産業すべてを含めて、一緒に議論させていただいて、実践しなければ意味がありませんので、議論の後なるべく早くそういった実践に向けて取組を進めていきたいなと思っております。

山口委員

ちょっと余談になって、小樽区域外のことで申しわけないのですが、農業特区構想というのがあるのですよね。今、新規営農者というのは、3ヘクタールがまず基本要件になっているということをお聞きしたのですけれども。今、赤井川の地域の人と議論しているのですが、今後は500坪ぐらいが適当ではないだろうか。農業者の方は1町歩ですか、1ヘクタールですか、そのくらいを想定されて、何とか特区構想を練り上げようという作業をしているのです。それは、新規営農が、いわゆる専業農家として、それで経営して、食べていこうというのではなくて、特に北海道は1回りタイヤされた方は、60歳でリタイヤされるわけですから、まだ人生30年はあるわけですね。それと環境のいいところで、土、自然と触れ合いながら余生を生きたいという方がたくさんいらっしゃるというニーズがある。そういう方々が、農家として、3ヘクタールということになれば、農業機械も用意できませんし、耕作もたいへん難しいわけですから、そういう意味で500坪ぐらいであれば、自分で作物をつくって、若干余ったものを農協の婦人会などと企画をいろいろ練って、そこで加工品をつくって、インターネットで売っていくようなこと。いろいろな企業にお勤めの方がリタイヤしていらっしゃるわけですから、その企業の後輩の方にいろいろ紹介をしたり、そういうネットワークをお持ちですから、そういうようなことを含めているいろいろ考えていらっしゃるわけですが、そういう方法で、例えば小樽の場合はたいへん難しいとは聞いておりますが、そういうことも含めて、小樽はブランドですから、そういう意味でいえば、人口も増やせる。高齢人口が増えるかもしれませんが、いろいろな知識、経験をお持ちの方が農業に参加されるわけですから、農家にも新風がそこに吹き込まれて、何か生まれる可能性が出てくるわけです。ぜひともそういうことも考慮されて、小樽でもそういうことが本当に可能なのかどうか、検討していただきたいと思います。もし、お答えがあればお願いいたします。

(経済)多賀副参事

今の山口委員の質問は、大事な提案だと私は思っております。ただ、今の農業は、農協に納めただけでは、なかなかペイしないし衰退の一途をたどります。課長が申しましたとおり、例えばこのほかに今年、職人の会なんかのものづくりのシンポジウムの後に、小樽の地産地消の食材展というのをやっております。農協などと連携し小樽の特産物ということで、いわゆる地産地消に向けたPRが大事であります。今後、農協なり関係団体といろいろ相談しながら、いっそう進めていかなければならないと思います。

農地の関係なのですけれども、赤井川の場合はたしか3ヘクタールですか、小樽の場合は30アールと非常に小さい単位であります。ただ、農業をやるには、農業の経験、都会からすくとん入るわけにはなかなかいかないという厳しさがあります。特区がいろいろ議論されていることもありますが、小樽の農業といいますが、都市近郊型農業に向けて、いっそう努力してまいりたいと思っております。

山口委員

農政に関してはこれで終わり、次に、観光振興室に、若干お尋ねいたします。

観光基本計画について

観光基本計画について若干お伺いしますが、今年度、緊急雇用対策事業でデータを集めるということですね。その後、市民も加わった検討委員会をつくって、そうですね。これはどういう人を想定されているのですか。それからまた、関係部署、例えば庁内でも観光振興室だけでおやりになるわけではないでしょう。それについて、もし今お答えできるものがあればお願いします。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

観光基本計画についてご質問がございましたけれども、まず庁内の関係部署につきましては、8月25日に第1回の企画会議を行って、全部長が入った中での説明と理解をいただいたということでございます。したがって、全庁的に取り組んでまいりたいと、今、考えてございます。

もう一つは、観光基本計画策定委員会の構成メンバーですけれども、一般市民公募を10月の広報ですつもりで

す。一般市民公募は2名ということになっております。それから、学識経験者として小樽商大なり、そういう学識経験者を入れたいと。それから、観光関係団体から1名ずつと、それからまちづくり団体、その他国の機関、道の機関からということで、全体として15名程度ということで、策定委員会のメンバーを決めようとは考えておりますが、まだ決まっておりません。

山口委員

その内容は、調査をされて、観光の傾向みたいなものも出てきた上で、何が必要かということを議論されていくとは思いますが、先ほども地産地消ということで、農政の方にも申し上げたわけですが、今、特に後志とのエリア、本当はたいへん重要になってきて、小樽はブランド化したのですけれども、エリアとしてブランド化を図って、より多くの方に来ていただくと。小樽を起点にして、小樽に宿泊をしていただいて、後志の方に人が回っていただくというようなことでないと、経済波及効果が上がりませんので、そういう意味からも、今、いろいろな高校生の誘致なんかもおやりになって、それが順調に進んでいるやに聞いておりますけれども、そういう中で、今度の観光基本計画では、先ほども申しましたように、いわゆる観光戦略の中で後志との連携ということを、特に第1次産業とどう関連づけていくのかというような一定の戦略を議論する場にぜひしてほしいということで、まず、問題点を含めてその現状を知らなければいけませんから、だから、例えばそういうようなものに庁内では農政も入れてほしいし、そういうことで漁業も農政ですよ。また、ハード整備の方もこれからいろいろとお話をしたいとは思っているのですけれども、それでいうと、土木部とか建築都市部なんかも含めて、都市景観という問題にもかかわっていきますから、ぜひその部分も含めてやっていただきたいなと思うのです。

私が、これは小樽市内のことでは前回の一般質問で若干やらせていただきましたけれども、これはここの委員会の議題にならないとは思いますが、ソフトは観光振興室が一生懸命おやりになっていると思うのです。でも一方が、ハードの方でどうも都市景観を壊していったり、配慮されない事業をされたりというのがあるのです。港湾部の方は、これから第3号ふ頭の方でいろいろ計画のデザインもするでしょうし、おやりになるような話になると思いますが、そういう意味で観光振興も含めて、計画を立てられていくというふうに聞いているわけですが、その辺のうまい関連というのですか、一つのことに向かって戦略として、みんなで協力して分担してやるということが必要なわけですから、これはここの委員会での議論ではないと思いますが、本来例えば企画部が中心になって、それで一定の戦略をとって、各部署がそれに沿ってやっていくという感じになればいいかなと思います。少なくともここに出席をされている港湾部にしても、経済部にしても、農政課にしても、今グループ制とかという話が出てきますけれども、情報交換をしながら、何か一つの戦略を立てて一つの方向性を持っていくようなことが、私はこれから重要になっていくのではないかと思いますので、ぜひ、そういうことを念頭に置いて、進めていただきたいなと思います。話が観光の方からそれてしまいましたけれども、経済部長、その辺について、コメントがあれば、お聞かせください。

経済部長

観光基本計画はこれからですが、もう単に観光の分野というわけにはいかないという位置づけなのだと思います。そういう意味では、先ほどからお話のある第1次産業との連携の問題なり、全体のまちづくりというのですか、観光のまちづくりという言い方をしていますけれども、小樽市もしくは小樽市民を含めて、観光の位置づけというのは、お互いにもう少しきっちり認識するという中で、このまちにとっての観光は、今どの位置にあるのだというあたりの認識づけからスタートしていくことが大事だと思います。今おっしゃったような都市戦略的に景観なり、道路なり、全体が観光客のためという意味ではなくて、住んでいる市民も含めた中で、住みよい、そして市民が住みよければ、当然観光客の方にも心地いいわけですから、そういったまちづくりをしていくというようなことを全体で認識したいと思います。企画部中心というお話で、企画部は司令塔にならないという言葉もいただいています、私も春までいたものですから、あまり言える立場ではないのですけれども、そういう意味では、経済部

は経済部なりに第1次産業から第3次産業まで全部抱えていますので、当然ほかの部と連携して、そういった都市戦略もできる限り持ちながら、観光の基本計画づくり、さらにはまちづくりという、そういう動きはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

そろそろ時間になりますので、まとめてください。

山口委員

これから、いろいろできることも私はあると思っておりますので、ぜひとも関係部局の皆さんと協力をし合って、私も参加させていただけるのであれば、いただきたいと思います。ぜひとも本当に戦略を官民一体になって立てて、その中で共同作業ということで、私たちも協力できることがあると思っておりますので、今まで頑張っていらっしゃるわけですけれども、ぜひとも強く念頭に置いてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

合同庁舎の移転について

まず、港湾部にお伺ひいたします。

井川委員から合同庁舎についてのお話がありましたけれども、私の方からも質問させていただきます。合同庁舎が日本農産工業跡地に建て替えられるというか、つくられるということに当たって、その建物をつくることにおける指針又は規模とか、何か基本構想等があればお教ひいただきたいと思います。

(港湾)港湾振興室長

合同庁舎につきましては、基本的に日本農産工業跡地があるという前提の中で、今あそこを候補地ということで動いてございます。あくまでも現在地で建替えというのは基本的にできないという状況の中で、あの周辺ということで考えてございまして、先ほど井川委員にもお答えしましたけれども、まずその建てる位置が明確にならないと、なかなか基部全体の構想もかけないということが一つございまして、それから、内容の部分につきましては、先ほどお話ししましたとおり、12官庁が入っているということで、そういったところとの調整も、現在、国の方で進めているという状況でございます。いずれにいたしましても、我々といたしましては、まず建て替える明確な時期がいつなのだとすることを、関係部局と鋭意調整しながらやっていきたいという状況でございます。

森井委員

まだ検討最中で、このような要望をするのはちょっと問題かもしれませんが、今後つくりかえるときに、小樽市として、やはりそのエリアというのは、現在、潮まつりが行われていたりとか、また、横田議員からのお話でもありましたけれども、分区指定のお話や質問がありましたし、上野委員から前定例会で絵などを提出されているようなこともあったと思うのですが、今後のこの地域の在り方に関して、とても大きな影響を及ぼすのではないかなと思っております。この建物が今と同じような形態で、大きな建物をあのような形につくられるのであれば、決して観光というような流れにはならないと思ひますし、ぜひ小樽市の景観に伴ってというか、歴史に伴って、又は背景にある海に合わせたような建物というものを、その景観の部分も含めたものを国と協議できないかなというようなことを要望したいと思います。

特に、今回、港湾労働者福祉センターについてもお話がありましたけれども、もし建て替えられる場合は、現在の合同庁舎の跡地又はこの福祉センター跡地など、その他いろいろ国や市が絡んでいる建物は多々あるかと思ひますので、その中で、今後このエリアをどのようにしていくのかという方針を少しずつ打ち出していく時期なのかなと思ひますので、このことについても要望したいと思います。コメントがあればお願ひします。

(港湾)港湾振興室長

まず、景観に関することでございますけれども、合同庁舎建替えにつきましては、観光客からちょっと古くなっているという話もございまして、直接、そういった苦情というのですか、要望も受けているということでございます。建てる位置につきましては、12官庁が入っているものですから、やはり規模的にはあれぐらいの建物が必要だということも聞いてございます。ただ、建てる位置をちょっと変えることによりまして、直接あの中央通から見る景観だとかを阻害しないというようなことも、今後話し合っていかなければならないと考えてございます。

また、エリアにつきましては、あそこが現在地、6,000平方メートルぐらいございまして、今、福祉センターの話もございましたけれども、敷地規模としましては、第3号ふ頭基部周辺に持っていきたい、敷地だけではなくて、今ある税関の機能だとか、入管機能だとか、直接海とかかわる部分がございますので、そういった水際に近いところに持っていきたいというのが、市の考え方の一つでございますので、今後そういった形でエリアにつきましても、もう少しいろいろな方の意見を聞きながら進めていかなければならないと。

それと、新聞紙上で、ほかからの意見がけっこう取りざたされてまして、我々が直接、港湾関連の方と話し合いを持つときに、実際海で働いているというか、企業活動をしている方の意見がなかなか表に出ないというようなこともございますので、もうちょっとそういったことも具体的に話し合いを持ちながら、さまざまな意見を聞きながら、エリアのことにつきましても整理していききたいとは考えてございます。

森井委員

ぜひ、検討をよろしく願いいたします。

宿泊施設の情報発信について

では、次の質問に入らせていただきます。いろいろと質問の仕方を、どのようにしていこうかと思っていたのですが、個人的な視点から、ある一つの観光というものについて質問していきたいと思っております。写真を用意させていただきました。彼らはどこの場所で行っているかということと、とりあえず聞きたいと思うのですが、経済部、お願いします。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

写真自体が、場所を非常に特定しづらい写し方をされておりますので、1枚目の方は多分小樽駅の右側、ロッセリアだったと思うのですが、そのの前に、日の差し方から、これは朝方だと思います。自転車か何かをたたんでいるか、もしくはここを片づけて、これから立ち去ろうとしていると思います。2枚目の方は、明らかに見てわかるとおり、小樽駅の案内板の下に寝袋で寝ておられる、決してホームレスではなく観光客ではないかなと思います。

森井委員

今、答弁をいただいたとおり、おっしゃるとおりです。日付を入れていないのですが、これはたしか8月19日の朝7時半ぐらいですか、たまたま自分がカメラを持っていたので写してしまったのですけれども、自分から見ると、彼らは観光客なのです。もちろんホームレスではありません。彼らが、なぜ野宿を選んだのかということが自分の個人的な疑問というか、自分自身もこのような形で旅もしたことがありますし、野宿もしたことがあるのですけれども、今、小樽で滞在型観光を打ち出している中で、野宿も滞在型になってしまうのかというような危ぐを感じているのですけれども、それに伴った質問をいくつかさせていただきたいと思っております。

一つ目がホテルとかではなく、いわゆる安宿、幾らが安いのかというのは別なのですが、基本的に安い宿として民宿等もありますし、ライダーハウスとか、バックパッカーズ、ユースホステル、又はロードキャンプ場など、今、把握されている限りでよろしいので、いくつあるのか教えてください。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

安宿の、安い値段の定義というのが、どこにあるのかということはあるのですけれども、まず私どもが観光客から直接お電話を受けて安い宿を教えてくださいと言われると、真っ先に思いつく私なりの単価ですが、5,000円ぐ

らいだろうと。5,000円以下ということになります。そういう意味で、かつてに5,000円以下と想定して施設を拾ってみましたら、小樽市内の宿泊施設は大型ホテルからバックパッカーズホテルまで含めて66施設ございます。そのうちの32施設が5,000円未満の単価で公表されている施設です。約半分の施設がそうっております。

ジャンル別と言いましょか、その5,000円未満はホテルではないです。ビジネスホテルは小樽市内に5施設ございますが、そのうちの3軒が5,000円未満、それから旅館が7施設あるうちの4軒が5,000円未満、ただしこれは素泊まりということでございます。それから、朝里川温泉地区でいいますと、ペンションですが、これは朝里に12軒ある施設のうち3軒が5,000円未満。それから公的施設、これは先ほどお話に出ましたけれども、港湾福祉センターやおたる自然の村といったところは、明らかに両方とも安い。それから、ユースホステル、民宿、ペンション、バックパッカーズホテル、それからライダーズハウスを含めました分類でいきますと、27施設中19施設が5,000円未満ということになっております。

森井委員

自分が思った以上に、そのような形で安い宿があるにもかかわらず、野宿を選ぶということは、自分自身がこのような旅をしていて、なぜこのような状況になるのかという自分なりの連鎖判断で考えたときに思いつくのが、その安宿自体が彼らにとって泊まりたいという範囲にないか、又はその情報を得る機会が少ないということですが、現在、その安宿についてのインフォメーション等、もし市として行っていることがありましたら、お教えください。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

ただいま、私、66の施設がございましてというふうに申し上げましたが、これは小樽市のホームページ、それから観光情報誌、それと民間がやっていますけれども、小樽観光誘致促進協議会というところで立ち上げています「小樽マニア大集合」というホームページ、それぞれにこの施設個々に全部載っているわけです。それぞれ相当なアクセス数がありまして、その中で観光施設を扱う施設を吟味しているというふうに私どもは判断をしているわけですが、そういった意味で情報を得る機会はある程度つくっているつもりではあるということとはご理解いただきたいと思えます。

森井委員

今後、インターネット等を使ったそういう宿泊施設のインフォメーションというものを、さらに考えていかなければいけないのかなと思うのですが、その中で自分自身が感じたのは、観光案内所なのですが、現在、その観光案内所は小樽市内はいくつあるか教えてください。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

現在、観光案内所として、小樽観光協会をお願いをしているところは、小樽駅構内、小樽運河プラザ内、それと浅草橋街園、この3か所です。あともう一つはウイングベイ小樽の中にウイングベイ小樽のインフォメーションにあわせて観光案内を自主的にやっていたらというシステムもございます。

森井委員

私自身、ニュージーランドに1年ほど滞在していた期間がありまして、小樽市とダニーデン市が姉妹都市提携を結んでいるということから、ニュージーランドについていくつかお話しさせてもらいたいと思うのですが、ダニーデンとは限らないのですが、ニュージーランドでは国的に、いわゆる観光の国というように位置づけているような形で推進を行っているみたいなのですが、インフォメーションセンターが充実していて、そこに行くと、まちから広域エリアまで宿泊、観光情報を得られるシステム等があります。それぞれのまちにインフォメーションセンターというものが統一されてあります。小樽においても、このようなシステムを観光都市として導入したり、あるいはインフォメーションセンターを明確化すべきと思いますが、いかがでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

森井委員がおっしゃるとおり、インフォメーションセンターがわかりやすく、なおかつ観光客に相当利用されるということですが、インフォメーションセンターと申しますが、観光案内所で申し上げますと、今現在、小樽駅観光案内所、それから浅草橋街園観光案内所は断トツに案内利用件数が多くなっています。そのほかに小樽運河プラザの案内所というの、後志の観光情報をすべて取り入れておまして、これは一昨年でありますけれども、小樽の観光情報だけではなくて、後志管内20市町村の統一した観光情報を発信していきたいということで、いわゆる後志の情報センター、核となるセンターとして機能しているところです。

今、お話がありました統一という意味で申し上げますと、小樽市内の統一もさることながら、小樽観光のこれからの希望と申すでしょうか、将来を考えたときに、当然のことながら広域観光というのは、視点から外すことはできないということで、広域ドライブ観光に関する総合的案内システムの実験というのを、国土交通省の社会実験で昨年度やらせていただきました。今年度につきましては、実験から外れはしたのですが、小樽開発建設部の道路関係上の実験の延長線上という事業ということで位置づけられまして、引き続きアイセンターを充実させようと。アイセンターというのは、後志管内統一された観光案内情報センターを統一しようと。従前の駅前にある観光案内所とか、そういう観点とはちょっと違っていて、クオリティの高い、しゅんな情報を瞬時にとりやすくする、もしくは小樽の情報をニセコや喜茂別や黒松内という広域的な範囲で情報発信して、どこにいる人でも小樽の情報はとれるようにしてあげよう、こういうことを、今、実験としてやっております。ちなみに、道の駅を中心にとるところと、道の駅のないところにつきましては、独自に案内所を設けてやっております。今現在、その実験は七つの市町村でやっておりますけれども、小樽がアイセンターの核です。ホームというのですか、機械がありまして、それから余市、積丹、岩内、黒松内、ニセコ、喜茂別、この七地域で現在アイセンターの実験をし、それぞれどういう利用状態になるのかということ、今年度末にまとめて公表していこうということでもあります。これが定着すれば、すべての市町村にというふうに考えております。

森井委員

今の質問において、小樽に三つあるから別に必要ないというような、そんな答弁が来るのかなというようなぐらいい、いろいろ質問を考えながら思ったのですけれども、そのような形で既にもう考えられて、次、どうしていきべきなのかというようなことを、しかも今の案内所の考え方だけではない、新しい構想の中で、そのような広域においてのインフォメーションができるシステムが確立されてきているのは、本当によいことだと思います。

その中で先ほどあったような安宿等が、同じようなインフォメーションでどこにいても把握できるような状況、システムをぜひ導入していただきたいと。特に小樽市は、港湾を抱えて、フェリーで人が出入りする観光の入口でありますし、今後、アジア圏の方々との交流とかも徐々に徐々に小樽市としては増えていくと思っております。物価は日本の方が高い以上、現在、ホテルに泊まれる方々は別ですけれども、そうではない方々も今後もちろんいらっしゃるようになると思いますが、その方々が全員野宿というわけにはいかないと思います。やはりできれば、そのような安宿における統一というか、統一はできないのですけれども、そういう値段構成とか、そういうものに関しても、ニュージーランドがすべてよいとは思いませんけれども、そういうようなことが進んでいる国を参考にするという意味では、とても必要だと思いますので、どのような形でそれを進めていけばいいのかということ、ニュージーランド以外でも、ほかの国々とか、日本で確立している場所は少ないと思いますので、ほかの地域等を見ていただいて進めていただければなと思っております。一言コメントをいただきたいのですが。

(経済)観光振興室長

今、企画宣伝課長から説明いたしましたけれども、これを土台と申すでしょうか、スタートとして、さらにまた、いろいろと情報の提供などを積極的にやっていくように努力をしていきたいと思っております。そんな中では、今おっしゃられた他都市の例などを見ている部分はありますけれども、さらに見て、よいものは取り入れていくという、そう

いった形の中で進めていきたいと思えます。

森井委員

フェリーなんかでも、特等席から2等までであると思えますので、そのような感じで、泊まる場所にも幅広く対応していただければと思えます。

長期滞在のできるホームステイ、ファームステイについて

最後ですけれども、通告するのを私忘れてしまいましたので、質問させていただきたいと思えます。

今、第1次産業についてというようなお話がいくつかありましたので、それに伴って質問というか、要望に近いのですが、今、自分自身のニュージーランドのお話をさせていただいたのですけれども、その当時は議員として行ったわけではないですから、一市民として見た限りなのですけれども、ニュージーランドは今現在、自然とまちが調和した環境、または長期滞在をできるような環境、また、観光客と住民とが共有している環境などが発展していると思えます。長期滞在とかに関しては、今、お話ししたとおりですし、自然とまちが調和した環境というのは、また、おいおい自分の方から、いくつかお話をしたいとも思っております。例えば山口委員が樹木にこだわって、そのようなことから、まちの中に自然をというようなことにつながっていくとか、道路もそうですし、公園でゆっくり滞在できるようなベンチや屋根等をつけていくというようなものもそうなのですけれども、その程度ではなく、観光客と住民とが共有している環境という点で、その中の今の農業というようなお話の中で、ホームステイないしファームステイ、いわゆる農家に滞在するということです。

ニュージーランドにおいて進められているのは、これは行政というよりも、それぞれの農家の方々がということに近いと思うのですけれども、社会的現象として、観光客が長期間滞在するに当たって、農業を体験しながら、その農業の仕事を手伝うかわりに宿泊又は食事を無料で提供していただくというようなことを行っておりました。これは、現在、農業をやりたい方がすごく減ってきているというような話も出ておりますけれども、実際、確かに減ってきているとは思いますが、必ずしもそれだけではなく、東京ないし関西等の都会中心の中では、逆に脱サラをして、そういうことをしたいと考えている方がいらっしゃるけれども、どうしていいのかわからないというような方が大半だと思います。ぜひ、そういうファームステイ等を取り入れて、いわゆる滞在型でまず農業を体験できるような、今、自然の村もありますけれども、実際、農家をやっている方とともに仕事をするということが、結果的に、いわゆる後継者育成にもつながるのではないかなという個人的な考えを持っておりますので、日本の文化を日本人が受け継がずとも、それに興味のある外人の方が受け継いで、日本文化がつながっていくというようなことと同じように、北海道の方ではなくとも、小樽の方ではなくとも、その農業に興味を持って、また、漁業に興味を持って、それに携わった仕事をしたいという方がいるのではないかなと思っておりますので、そのような受皿をつくるようなことを要望したいのですが、それに対してもぜひコメントいただきたいのですが。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

ただいまの質問でございますけれども、自然と調和したまちだとか、長期滞在できる、それから観光客と住民が交流するということは、これからの観光交流づくりという意味では、非常に重要なことであります。そんなことから、また広域の話になりますけれども、これはどうしても今の森井委員のファームステイだとか、そういうものを考えていくときに、先ほど多賀副参事からもお話がありましたけれども、小樽の場合は、農村のエリアというのは面積が非常に小さいということもあります。そんなことから、後志圏域全体、20市町村がこれから広域観光を携わっていくために、現在、観光交流景観づくりモデル事業というのがあります。これは国土交通省の事業です。これは後志の協議会の中で申請をし、今回、指定を受けたわけですけれども、この中にも、ディスカバーしりべしプロジェクトというものを持っていて、産業、文化、環境の活用による観光資源の開発とか、地域資源を生かしたアクティビティの充実というのがありました。そこに、いわゆるふれあい農園の充実だとか、ファームステイという具体的なところまではまだ行っていませんけれども、農村観光だとか、漁村観光という視点での、昔グリーンツ

ーリズム、マリンツーリズムと言っていたものですが、そういうものをそれぞれの町村が、今、独自の事業として継続してきております。それと、小樽の都市型観光がリンクする、結ぶということですが、それによって観光客のニーズにこたえていけると同時に、観光客に対するルートの選定の仕方を広めてあげることができるとことで取り組んでまいりたいです。そういうことでございますので、一応ファームイン、ファームステイについても、我々は推進をしていきたいというふうに考えております。

森井委員

やはり北海道は自然というものに関して、関東、関西にはないものがあると思いますので、小樽を中心とした後志における広域としての観光を、ぜひ改めて見出していきたいと思っております。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時18分

再開 午後 4 時24分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより採決いたします。

まず、議案第28号ないし第30号、陳情第15号、所管事項の調査について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情は採択と、所管事項の調査は継続審査と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。